

# LIBRA

2018年 7 月号

〈特集〉

## 民事調停のすすめ

〈インタビュー〉

東京弁護士会前年度会長 瀧上玲子 会員

〈クローズアップ〉

2018(平成30)年度 定期総会



# LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS  
2018年7月号

## 特集

### 02 民事調停のすすめ

- はじめに 近藤壽邦
- 座談会 民事調停のすすめ

## インタビュー

### 24 東京弁護士会 前年度会長 瀧上玲子 会員

## クローズアップ

### 28 2018(平成30)年度 定期総会

## ニュース&トピックス

### 32 三田パブリック法律事務所を開設しました

## 連載等

### 33 理事者室から：我らチーム安井 石黒美幸

### 34 常議員会報告（2018年度 第3回）

### 35 冊子「転ばぬ先の杖」を発刊しました 柴垣明彦

### 36 今、憲法問題を語る 第80回 四会憲法記念行事シンポ「憲法改正と国民投票 私たちの責任を考える」開催 山内一浩

### 37 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告 東京家庭裁判所委員会報告「最近の少年非行の特徴と家庭裁判所が行う教育的措置」 大竹寿幸

### 38 もっと知ろうよ！オキナワ！ 第16回 日米地位協定に基づく公務外の事件等の被害者への補償制度の実態と課題 ～沖縄県うるま市女性殺害事件を通して考える～ 川上詩朗

### 40 近時の労働判例 第64回 最高裁判所第一小法廷平成30年2月15日判決（イビデン事件） 大石 遼

### 42 東弁往来：第58回 磐田リベルラ法律事務所 妹尾圭持

### 44 わたしの修習時代：お世話になりっぱなしの修習 42期 神谷 晋

### 45 70期リレーエッセイ：私の仕事の値段 吉田名穂子

### 46 お薦めの一冊：『裁判実務フロンティア 家事事件手続』 小寺瑛子

### 47 コーヒーブレイク：ゴルフのルール変更から思うこと 吉田圭二

### 48 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

### 50 会長声明

### 59 インフォメーション

# 民事調停のすすめ

民事調停については、ほとんど利用したことがないという会員も多いのではないのでしょうか。しかし、東京簡裁における民事調停は、昨今の機能強化に向けた取り組みにより、弁護士が関わる手続として見た場合にも、非常に有効な紛争解決手段の一つとなっています。

今回の特集では、民事調停について、有効な活用法、手続上の注意点、調停の実際などとともに、その魅力について、実際に東京簡裁で民事調停に関わられている裁判官、調停委員、書記官の皆様から大いに語っていただきました。

(西川達也, 小峯健介, 志賀晃, 吉川拓威, 森下智徳)

## CONTENTS

- はじめに ..... 2 頁
- 座談会 民事調停のすすめ ..... 4 頁

## はじめに

東京簡易裁判所墨田庁舎業務統括裁判官 近藤 壽邦 (28 期)

民事調停は、公的機関である調停委員会が民事の紛争を話し合いで解決することを目的とする制度です。

具体的には、民事調停制度は、調停委員会が当事者の間に立って互譲を促し、条理にかなない、実情に即した解決を図ることを目的とするものと定められています(民事調停法(民調法)1条)。そして、これを実現するため、調停委員会は、調停主任(裁判官又は民事調停官)1人及び民事調停委員2人以上で組織するとされ(民調法6条)、このうち調停委員は、

弁護士、専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で人格識見の高いものの中から選任するとされています(民事調停委員及び家事調停委員規則1条)。

調停手続は、非公開とされ(民調法22条、非訟事件手続法30条)、請求金額には制限は設けられておらず、手数料は訴訟提起の半額かそれよりも低い額とされています(民事訴訟費用等に関する法律3条1項、別表第一の一四)。

また、調停委員会は、事実を認定するため、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で証拠調べを行うことができるとされ（民調法12条の7第1項）、さらに、調停委員会は、調停が成立する見込みがない場合で相当と認める場合は、調停に代わる決定をすることができるかとされています（民調法17条）。

このように、民事調停は、互譲による解決を目指す制度ですが、調停委員会は、判断機関としての性質も有しているといえます。民事調停は、当事者の合意がある場合など、一定の要件の下、地裁でも行われますが、基本的には簡裁に管轄があります。

東京簡裁における調停の事件数等は、以下のとおりです。

#### (申立件数)

平成29年新受件数（速報値） 5,099件

#### (事件数の推移（新受件数，平成29年は速報値））

平成27年5,447件，平成28年5,609件，  
平成29年5,099件

#### (平成29年新受件数（速報値））

一般1,105件，宅地建物645件，農事2件，  
商事2,408件，交通179件，公害等12件，  
特定調停748件

#### (事件別割合（平成29年新受（速報値））

一般22%，宅地建物13%，商事47%，交通4%，  
特定調停15%

#### (調停成立率（平成29年既済（速報値））

31%

#### (弁護士関与率（平成29年既済（速報値））

一方のみ17%，双方18%，関与なし65%

#### (調停委員の構成（平成30年2月1日現在））

男女別 男性79%，女性21%

弁護士の割合53%（うち女性の割合18%）

ところで、皆さんは、簡裁における民事調停について、どのようなイメージをお持ちでしょうか。訴訟と違っていつ終わるか分からない、裁判官が関与しているようには思えないので不安だ、調停が不調になると、改めて訴訟を提起しなければならないので面倒だといったイメージを持っていないでしょうか。

確かに、ひと昔前の民事調停は、そのような側面があったことは否めません。しかし、現在の民事調停、とりわけ、東京簡裁における民事調停は、これと全く違った運用がされています。調停主任（裁判官又は民事調停官）は、ほとんどの事件でこれに立ち会い、しかも、事前事後、中間評議を随時行い、調停委員との意思疎通を十分に図って調停を進めています。そして、必要とあれば、事実の調査を行うなどして事実認定を行い、適時に解決案を策定、提示して、合意に導くために説得、調整を行っています。

こうして解決される紛争は、訴訟と比べても速いといえます。ちなみに、東京簡裁の平成29年の調停事件は、調停不成立、調停取下げ、その他も含めると、全体の66%が3か月以内で終局しています。

さらに、労働関係、宅地建物関係、交通事故関係、医療関係等のいわゆる専門的調停事件については、社労士、建築士、不動産鑑定士、アジャスター、医師等の専門家調停委員が調停委員に就いて進められます。そのために、裁判所は、医師、公認会計士、税理士、建築士、不動産鑑定士、社労士等の専門家調停委員を擁し、様々な専門事件に対応できる体制を整えています。

今回は、こうした民事調停の実際を、次の座談会において、東京簡裁の民事調停を担当する裁判官、書記官、民事調停委員の人たちに語ってもらい、これまでも増して皆さんに民事調停に親しみを持ってもらおうと思っています。

## 座談会 民事調停のすすめ

日 時：2018年3月14日(水)

場 所：弁護士会館5階509会議室

### 出席者

東京簡易裁判所

業務統括裁判官 近藤 壽邦 (28期)

上席裁判官 丸山 忠雄

元民事調停官(会員) 飯田 丘 (47期/司会)

調停委員(会員) 小石 耕市 (56期)

調停委員(建築士) 田丸 雅基

主任書記官 大嶋 由美

会員(LIBRA 編集委員) 志賀 晃 (59期)

\* 出席者の肩書は座談会実施日現在/敬称略

### 1 座談会の趣旨・自己紹介

**飯田**：本日は、東京簡易裁判所で民事調停に携わっている裁判官、調停委員、書記官の皆様にお越しいただきました。昨今、民事調停の機能強化が図られていると聞いておりますので、そうした観点も踏まえて、今日における民事調停の運用の実情と、その手続の有用性について、東京簡裁での取り組みを中心に最新のお話を伺うことができればと思います。

最初に、ご経歴を含めて、簡単に自己紹介をお願いします。

**近藤**：東京簡裁墨田庁舎の業務統括裁判官をしております近藤と申します。東京簡裁で民事調停を担当している民事第6室の室長も兼ねています。

司法修習28期で、平成26年7月に定年退官をし、同月武蔵野簡裁、平成29年3月東京簡裁民事第5室を経て、同年9月から現職です。

民事調停については、主として武蔵野簡裁にいた2年8か月間、民事の通常訴訟とともに担当させていただきました。

**丸山**：東京簡裁裁判官の丸山と申します。東京簡裁墨田庁舎で民事調停事件を専門に担当しています。平成22年に簡裁判事に任官しまして、任官以来、民事事件を担当してきています。勤務としては、東京簡裁、後に甲府簡裁、それから東京簡裁に戻ってきました。民事調停事件は通算で丸2年間、担当しています。

**大嶋**：同じく東京簡裁墨田庁舎で民事第6室の主任書記官をしている大嶋と申します。書記官になりましたから、主に民事、家事事件を担当してまいりましたが、民事調停は墨田庁舎に来て初めて担当しましたが、担当をはじめてそろそろ丸3年になろうとしています。

**田丸**：田丸と申します。主に東京地裁民事22部（建築専門部）で建築の専門調停委員をしていますが、東京簡裁の民事調停の方にもお手伝いという形で参って約9年になります。平成21年までは最高裁判所の営繕課におりまして、そこを退職した後、調停委員をやっています。

**小石**：弁護士の小石と申します。平成26年の4月から約4年間、調停委員として民事調停に携わらせていただいております。

弁護士業務が10年ほどとなりまして、何か公益活動をできないかというところから応募したのがきっかけになります。現在は様々な事件について担当しておりますが、特に医療事件などについて積極的に関わらせていただいております。

**志賀**：弁護士の志賀と申します。私は本日は主に利用者側の代理人としての立場から皆さんにお伺いしたいと思います。

**飯田**：最後に、本日の司会を務めさせていただきます弁護士の飯田と申します。平成25年から平成29年まで東京簡裁の墨田庁舎で民事調停官として民事調停の実務に携わってまいりました。

## 2 民事調停の選択について

### (1) 民事調停にふさわしい事件, 民事調停に向いている事件

**飯田**：早速ですが、最初に民事調停という手続をどのような場合に選択するのかということについてお話を伺ってまいりたいと思います。

紛争解決の手段として、どのような紛争を解決するのに民事調停が有効と考えられるのか、民事調停にふさわしい事件ですとか、民事調停に向いている事件としては、どのような事件があるのでしょうか。

**小石**：民事調停にふさわしい事件、馴染む事件というのは、民事調停の特性に合わせて、大きく4個、5個の類型に分類できるのではないかと思います。

**飯田**：順番に一通り、ご説明いただけますでしょうか。

**小石**：1つには調停という、互譲による実情に即した解決という観点から、近隣紛争、賃貸借関係の紛争であったり、親族間の民事的な争いといった、相手方との関係が今後も継続し、将来においても友好的関係を構築していきたいといった事案がまずはふさわしい類型になるのかなと思います。

2つ目としては、調停という性質上、手続面、解決面の両面において柔軟性を持っておりますので、例えば不法行為による損害賠償請求についての債務額確定調停のように、相手方と敵対関係になることなく、相手方との話し合いの場を設けて、柔軟な手続の中で解決を模索したりする場合ですとか、必ずしも訴訟物にとらわれない解決ということで、周辺問題も含めた柔軟な解決が必要な場合なども調停に馴染むのではないかと思います。

3つ目は、民事調停の非公開（民事調停法（民調法）22条、非訟事件手続法30条）という特性から、芸能人、著名人であったり、企業間の争い、または医療関係などでレピュテーションリスク、評判を考慮した調停の申立てというものも一定程度有用ではないかと思っております。

4つ目ですけれども、専門性が高いという意味で

は、支払方法の取決めを求める債務弁済協定事件のほか、特定調停法に基づく特定調停事件といった債務整理に特化した手続も用意されています。

その他、特に強調したいのは、この後出てくると思いますが、民事調停の機能強化という流れから、専門的な分野についての調停が選択されるケースが多くなってきています。

### (2) 専門的調停事件

**飯田**：民事調停の中には、今お話にも出ていたように、一般の調停事件とは別に専門的な調停事件という分類があると思いますけれども、具体的にはこういった事件類型があるのでしょうか。

**小石**：従前から交通事故については、例えば損害保険会社のアジャスターであった方、債務整理関係では金融機関に勤められていた方など、一般調停委員の充実が図られていましたが、専門家調停委員が入る専門的な調停ということで、建築紛争、労働紛争、医療紛争などに対応するため、建築士、社会保険労務士、医師などの専門家調停委員の充実も図られています。

**飯田**：裁判所の皆さんの方から補足はございますでしょうか。

**田丸**：建築を専門にやっております立場から、調停にふさわしい事件について申しますと、基本的に建築関係の紛争の中で、双務契約に基づいて、当事者同士が対等の立場で、最終的な目標に達しなければならないというような形の場合、例えば契約に基づいて品物を提供し、その品物が代価に合うかどうか、当然、瑕疵修補という話が出てくるわけですが、このような類型では調停という手続が非常に有効であると言えます。

**丸山**：確かに小石さんがおっしゃったように、専門的な事件についての調停、これは専門家の調停委員が入られるわけなので非常に有用だろうと思います。ただ、その一方で、当事者が話し合いで円満解決を図りたいと、そのようなご意思をお持ちであれば、特に

専門的な事件に限らず、民事調停においては事件の種類というのには特に問わないのではないかなど、実際に事件処理を担当していて感じるところです。

逆に、調停制度は話し合いで解決をするという前提になっていますので、例えば相手方の所在が不明というような事件では、なかなか調停制度でやるというのは難しい。それと昨今、高齢化社会ということで、例えば認知症の方とか、精神疾患を抱えていて適正な判断ができないという相手方ですと、調停制度を使って解決を図るとするのは難しいように思います。

**小石：**丸山さんがおっしゃったように、まず調停が話し合いベースであるということで、メリットとしては、現状では証拠が乏しい事案であるとか、鑑定、医療調査などをすると費用を要するけれども、まずは話し合いで早期に妥当な解決を目指したいという意欲があるような事案であれば、こちらとしても解決に向けて努めていくということでしょうか。

**丸山：**そうしたところは非常に大きいのではないかと思います。恐らく弁護士の方も証拠が乏しいような事案ですと、相手方の出方を見極めたいという思いも強いと思います。

特に医療関係の事件等については、相手方が過失を認めるというようなケースはそうそうないと思うんですね。そうすると、自分の手持ちの資料で専門家の目から見たら、どういう見方になるのかというようなところは、調停制度を使って専門家の意見を聞くことができるというメリットもあるような気がいたします。

**志賀：**先ほど専門的事件の1つとして労働紛争というものが挙げられていましたが、裁判所は労働紛争については他にも労働審判というシステムを用意していますよね。

労働審判と比較して、あえて調停という手続で労働事件の解決を求めるメリットはあるのでしょうか。

**小石：**先ほど申し上げた手続、解決の両面において、より柔軟性があるということは言えると思うんですね。

労働審判ですと、どうしても3回以内の手続の中で



近藤 壽邦

東京簡易裁判所  
業務統括裁判官

解決までしなくてはいけないということで、ギリギリと1回の手続の中で争点整理、主張の争いになってしまって、紛争が激化してしまう可能性もあります。調停では、もう少し緩い手続の中でお互いに解決に向けた話し合いをするということで、手続面でのメリットもありますし、それを補う人的な面でも労働事件の専門の弁護士、その他、一般調停委員も専門性の高い方が担当されると聞いておりますので、そういった面ではメリットもあるかなと思っています。

**丸山：**ご承知のように、地裁では労働審判制度がかなり安定的に制度として活用されているという現状があるかと思っています。それでは簡裁の調停事件では実情はどうかというと、実は東京簡裁で調停を利用させていただく労働事件というのは結構あるんですね。昨年1年間での新受件数が約90件あります。

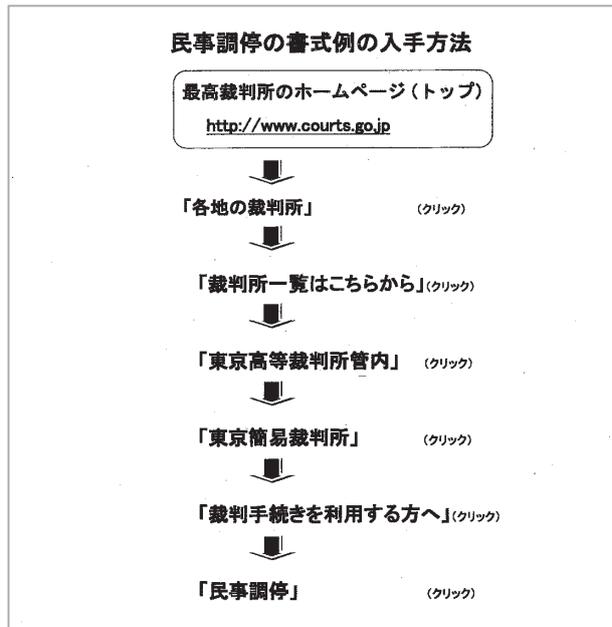
簡裁としてもできるだけ個別労働事件の迅速処理を図ろうという意識で、実はプロジェクトチームというのを設けております。そこで取り組んでいるのが、1つは第1回調停期日の早期指定、申立てから3週間以内に期日指定をしましょうと。これはあくまでも努力目標ですが、例えば申立人の代理人の都合、調停委員の都合等で、なかなか入らないときもあるんですけれども、できるだけ早期に期日指定をしていきたいと思います。

さらに時間枠について、調停事件を審議する上で基本的に2時間枠を確保して、当事者の主張、証拠の検討など充実した調停運営ができるように配慮しています。

それともう1点は、先ほど小石さんが言われた専門家調停委員の活用です。労働専門の弁護士調停委員と社会保険労務士資格を持った調停委員、これらの専門家調停委員を活用して、労働審判制度に負けない調停運営を目指そうということで、現在、鋭意取り組んでいるところです。

**近藤：**私は、平成18年に労働審判制度が創設されたときに労働審判事件を担当したのですが、やはり労働審判は3回以内という縛りがあります。普

図1



通は第1回期日までに証拠を出してもらって、2回目から証拠調べ、あるいは調停を行う。そういうことをやっているものですから、原告となる本人は最初から証拠をきちんとそろえて裁判所に出すことが必要なんです。そういう意味では労働審判というのは、なかなかハードルが高いのではないかと思います。

そこへいくと調停は特にそういう縛りはありませんし、しかも専門家調停委員がよく事情を聞いて、いろいろ説明もしながら、また証拠も集めながらやっていく。しかも別に3回以内という縛りはありませんので、柔軟に対応できるというメリットがあるのではないかと思います。

### (3) 調停前置事件

**飯田:** ほかに民事調停を選択する場合として、法律によって民事調停を経なければならない、いわゆる調停前置の事件もあるかと思いますけれども、東京簡裁ではどういった事件類型を実際に取り扱っていますでしょうか。

**小石:** 民事の領域で、法律上、調停前置とされているのは、賃料の増減額請求事件(民調法24条の2)といったものぐらいいか想定できないのかなとは思っております。

**大嶋:** そうだと思います。

**飯田:** 賃料の増減額の事件というのは実際たくさん取り扱ってらっしゃるのでしょうか。

**大嶋:** かなり多いと思います。

## 3 民事調停の管轄 その他の手続面に関する注意点

### (1) 民事調停の管轄, 申立てについて

**飯田:** 次に民事調停の手続面に関する注意点について、お話を伺いたいと思います。

最初に、民事調停の管轄について伺いたいと思います。

**丸山:** 民事調停の管轄ですが、まず職分管轄は原則として簡易裁判所にある(民調法3条)ということは、皆さんご承知かと思います。

民事調停の場合は訴訟と異なりまして、紛争の内容の価額が140万円以下という制限はありませんので、事物管轄という概念はないということになるかと思います。従いまして、億単位の事件でも調停事件は簡易裁判所が取り扱うということになります。

土地管轄については、宅地建物調停など一部の事件類型を除きまして、原則として相手方の住所地が基準となります(民調法3条1項)。従いまして、東京23区内にお住まいの方を相手方として調停の申立てをする場合には、東京簡裁が管轄の簡易裁判所ということになります。

東京簡裁は霞が関庁舎と墨田庁舎に分かれていますが、調停事件は錦糸町にある墨田庁舎ですべて取り扱っています。ただし、調停の申立ての受付は霞が関の庁舎でも行うことができます。そのほか、申立ては郵送でも行うことができます。

調停申立ての定型書式というのを裁判所で用意しているのですが、これは裁判所のウェブサイトからダウンロードできます。入手方法を図で示します(図1)。

さまざまな定型パターンの書式を用意しています。交通事故なら3パターン、敷金、原状回復費用、マンション管理費請負代金、不法行為等々の書式が入手できます(図2)。それ以外のもの、例えば利害関係人の参加申出書などの書式も用意されていますので、参考にしていただければと思います。

**大嶋:** 宅地建物の調停については、相手方の住所地で

図 2

## 東京簡易裁判所の民事調停の書式例

## 申立書関係

1. 交通事故による損害賠償(人損・物損) 状況説明書
2. 交通事故による損害賠償(物損のみ) 状況説明書
3. 交通事故による損害賠償(加害者申立)
4. 敷金
5. 原状回復費用(建物)
6. マンション管理費
7. 請負代金
8. 不法行為(傷害)
9. 不法行為(不貞)
10. 預託金返還
11. 過払金返還
12. 過払金返還(相当額の金員の支払)
13. 債務弁済協定
14. 未払賃金
15. 解雇予告手当
16. 時間外手当
17. 退職金
18. 調停(汎用)

## その他の書式

1. 社員証明書
2. 送達場所等の届出
3. 利害関係人参加申出書(個人)
4. 利害関係人参加申請書(法人)
5. 利害関係人呼出申請書
6. 手数料還付申立書
7. 手数料還付決定正本受書

はなくて、土地建物の所在地が管轄になります(民調法24条)。そこを間違えて移送になるケースがたまにありますので、気をつけていただければと思います。

あと、先ほどありましたように、受付自体は霞が関庁舎でも行っていますが、あくまで調停は墨田庁舎で行います。時々ですけれども、霞が関の方に行ってしまう代理人がいらっしゃいます。そこも間違えないように気をつけていただければと思います。

## (2) 手数料, 委任状, 提出書類等について

**飯田:** 申立ての手数料ですとか委任状, 提出する付属書類などについて, 申立て段階での注意点があれば, ご説明いただけますでしょうか。

**大嶋:** まず, 手数料については訴え提起の手数料の半額か, それ以下とされています(民事訴訟費用等に関する法律3条1項, 別表第一の一四)。1000万円までは半額と考えていいと思うんですが, それ以上になりますと, かなりお得な感じになってきて, 例え

ば3億円の訴訟をしますと92万円の手数料が調停だと37万3000円となるので, かなり違ってくるかと思っています。

納めていただく郵券は相手方が1名の場合には, これも訴訟に比べて低額の2580円が東京簡裁では基準となっています。

委任状については, かなりの方が普通の訴訟委任状をそのまま出してこられますが, それでも別に構いません。ただ, 正確に言えば, 手続代理委任状という形になるのかなと思いますし, 事件名を書いていた後の特別授権のところも調停に即して書いていただけると, それが本来の姿ではないかなと思います。

**飯田:** 手続代理委任状ではなくて, 訴訟委任状という形式でも, 東京簡裁では一応受け付けてはいただけるということなんですか。

**大嶋:** はい, それで実際は受け付けています。

**飯田:** 先ほどのお話の中で, 簡裁の民事訴訟とは違って紛争内容の価額の制限がないということですが, 実際に取り扱われる事件として相当高額な紛争対象の事件もあるのでしょうか。

**大嶋:** そうですね。企業同士の事件で億単位のものとか, そういうものはあります。

**田丸:** 建築紛争の中で, 数億円の損害賠償請求という調停事件を担当したことがありました。

**飯田:** 無事に調停は成立したんですか。

**田丸:** いや, これは金額があまりにも大きすぎて, 双方の代理人同士が話し合って, 取下げという形になりました。

**小石:** そうした案件は, やはり非公開であるということと, ところで調停手続を選択されているということが多いのかなと思います。

## (3) 申立書の記載内容についての注意点

**飯田:** 調停の申立書の記載内容について注意すべき点があれば, ご説明いただけますでしょうか。

**大嶋:** 申立書には「申立ての趣旨」, および「紛争の要点」を記載してもらうことで足りるというふうにな



丸山 忠雄  
東京簡易裁判所  
上席裁判官

っています（民調法4条の2第2項2号）。

申立ての趣旨は、訴状における請求の趣旨のような厳密な記載は不要とされています。「相当な解決を求める」というような書き方で提出もかなりあります。相当額というような形もあります。また、紛争の要点で足りるので、厳密な請求原因の記載もやはり不要になります。

私が見た中では、一言、「謝れ」と書いてあるようなものがあって、紛争の要点のところ、こういうことがあったということが書いてありましたけれども、そういうものでも一応は調停として受け付けることになっています。弁護士が就いている事件ではそういう申立書はあまりありませんけれども、そうした場合は、いきなり調停ではなくて、準備手続のような形の期日を設けて整理をするというようなこともやっています。

ただ、厳密な請求原因の記載は不要ですけれども、弁護士が代理人として申立書を作成する場合には、できれば紛争の要点と、背景事情とを分けて書いていただくと有り難いと思います。

**飯田：**裁判官あるいは調停委員の方の立場から何かご意見はございますでしょうか。

**小石：**今、仰っていただいた通りだと思うんですが、確かに調停は訴訟と異なって条理にかなう限りは、必ずしも法の適用というところは厳密には求められていないと。そうすると、要件事実であるとか、法の適用の前提となる事実というものが必ずしも必要ではないというのは間違いではないと思うんですが、少なくともこの記事をお読みになる弁護士の方々には、骨子でも構いませんので、要件事実を整理して書いていただいて、あとは関連事実として交渉経過と紛争の背景事情といったものを出していただくことが、第1回目期日の前の裁判官を交えての調停委員会での評議の際に非常に有用になりますので、できる限りは詳しく書いていただいた方が助かるというところはあろうかと思えます。

あと1点、不法行為に基づく損害賠償請求などについて、申立人側、請求する側で過失の特定がある

程度なされていないと議論が進まないということもあります。無理は申しませんが、できる限りの特定をしていただくというのが、やはり調停手続を円滑に進めるためには必要になってくるのだらうと思うし、それだけの書面を用意されても、専門家その他、こちらでも受け入れる体制は十分にあると思っております。

**丸山：**事情聴取というのはやはりある程度時間がかかりますので、申立書にその背景事情が書かれていれば、その内容に間違いはないかどうかという確認で済むわけですから、迅速な処理、解決に向けて近道ということになろうかと思えます。是非弁護士さんが就く場合には、そういったことも書いていただくと非常に有効だし、有り難いですね。

**近藤：**予想される争点はこういうところですよというようなことも、背景事情の中で書いていただくと、我々はそれを踏まえて臨みますので、第1回目期日が非常にスリムになるといいますか、ある程度予測をして事情聴取ができるので非常によいのかなというふうに思っています。

#### (4) 証拠の提出について

**飯田：**次に証拠の準備、提出について、どのような点に注意すべきかお話しいただければと思います。

**大嶋：**相手方に開示して差し支えないと思われる証拠資料は副本を相手方に直送してもらっています。申立ての時点で申立書の副本と一緒に書証も写しを入れていただければ、一緒に送っております。そのときにも提出資料については証拠説明書を付けて、訴訟と同じように提出していただくと、やはりこれも助かります。そうした意味では訴訟と変わらないかと思えます。

**飯田：**裁判官、調停委員のお立場からはいかがでしょうか。

**丸山：**調停委員会としてはやはり単に書証を出していただいても、なかなか要領を得ないというところはありますので、証拠説明書があると非常に理解が早まることは事実です。



〈司会〉  
飯田 丘  
東京簡易裁判所  
元民事調停官（会員）

**飯田**：民事調停の申立てを行う場合であっても、証拠というのは最初からある程度提出した方がよろしいということでしょうかね。

**丸山**：そのとおりです。

### （5）民事調停を申し立てるタイミングについて

**飯田**：次に、裁判所から見た民事調停を申し立てるタイミングについて、ご意見ですとか、注意すべき点がありますでしょうか。

**小石**：民事調停は申し上げている通り、互譲による話し合いでの解決ということですので、代理人が一方に就いていて、一方が本人の場合などで、完全にこじれてしまった後に、調停の場にいきなり申し立てて、「解決の話し合いの場を」と言っても、恐らく混乱しますし、争いが鮮烈になってしまうと、なかなか話し合いのテーブルにも乗れないということもあります。

完全にこじれる前に、予め代理人の方で調停の場で話し合いによる解決を目指したいんだという趣旨のお手紙などを出していただいて、争うんだということを鮮明にするのではなくて、話し合いの場なんですよということを伝えながら申立てをしていただいた方がよろしいのかなと思っています。

**大嶋**：相手方ご本人から、今までそういう話がなかったのに、いきなり裁判所から書類が来たということで、立腹されて電話がかかってくることはよくあります。

やはり一言、話し合いでも無理だったから調停を考えていますということをしていただければ、違うのかなと思います。

**小石**：相手方の感情面を説明、説得するのに1期日を要してしまったりということになると、先に進まなくなりますので、手続を円滑に進めるという意味で、解決のためにもメリットがあるのかなと思います。

**大嶋**：申立書の最後に、今までこういうふう交渉してきたけれども、こういうことで話が進めなくなったので、やむを得ず、調停という手続を利用させていただきます、というようなことが書かれているものもありますが、そうした工夫は有用、有効だと思います。

### （6）相手方に対する申立書などの送達について

**飯田**：次に、相手方に対する申立書や期日の呼出状の送達事務、あるいは送達の確認事務は実際どのように行われているのか、ご説明いただけますでしょうか。

**大嶋**：民事調停の場合、訴訟と違って、基本的には申立書や期日の呼出状は特別送達ではなくて、普通郵便で行っています。納めてもらう郵券が安いということは、そのことと関係します。

ですから、実際に本当に届いて、本人が見ているのかどうかということまでは確認ができませんが、郵便物が戻ってこなければ一応は届いたんだろうと、そういうことで進めています。相手方が出頭しない場合に、郵便物を全然見てないのか、見た上で来ないのかということからは正直、分からない部分です。

**飯田**：普通郵便で送達をして、それが届かないで戻ってきてしまった場合には、実際どういうふうに対応されるんですか。

**大嶋**：訴訟と同じように、まずは届くことが必要ですので、申立人に相手方の住所を調べてくださいという形で調べていただいて、新たな住所でまた呼出しをするということです。

**志賀**：もし新たな住所が見つからなかった場合には、申立てを取り下げるということになってしまうのでしょうか。

**大嶋**：公示送達というわけにはいきませんので、いったん取り下げいただくということになります。

### （7）回答書、答弁書の記載内容について

**飯田**：民事調停が申し立てられますと、簡裁から相手方に回答書の提出が求められることになると思いますが、調停の相手方やその代理人の立場から、この回答書、あるいは答弁書の記載内容について、何か注意すべき点がありますでしょうか。

**大嶋**：申立てがありますと、呼出状と一緒に簡単な照会回答書という文書を入れています。これは訴訟でいう答弁書とは違い、第一義的には、相手方が調停手続に対してどう考えているのか、つまり相手方も話し合いで解決したいという意思があるのか、またこれまで



小石 耕市  
東京簡易裁判所  
調停委員（会員）

どういった経緯があったのか、交渉経過等はどうだったのか、そして、できればどの点について意見が異なるかを裁判所も予め知っておくということで、第1回の期日に役立たせるために送るものです。

ですから、これは、提出されたあと申立人に必ず送るというものではありません。ただ申立人がこれを見たいという場合には、記録の閲覧謄写の申請をしていただければ、特段の事情がない限り、これを許すことになると思います。したがって、回答書については、申立人に送られることはないという前提で余計な記載をすると、時に合意の成立が困難になるということもありますので、そこは少し注意が必要かと思えます。

**飯田：**相手方から出される答弁書の記載内容について注意すべき点があるかどうか、ご意見があれば伺いたいです。

**小石：**基本的には申立書と同じで、答弁書についても要件事実の認否、抗弁事実の主張であったりとか、その他、関連事実として交渉経過、予想される争点とその整理といったものは、できれば答弁書に書いていただくことで、第1回目から実質的な調停手続が進んでいくのかなと思っております。

どうしてもそこまでの答弁書は作れないという場合であっても、できれば骨子だけでも回答書という形で出していただければ、第1回目から相手方の考えを理解した上で進めることができますので、実質的に1回目を欠席される場合であっても、せめて回答書はある程度詳しいものを出していただければと思っております。

**飯田：**相手方代理人の立場に立つと、回答書と答弁書をどちらも出さなければならないのかというのは、迷うときがあるんじゃないかと思えますけど、この点はいかがでしょうか。

**小石：**回答書の記載事項が網羅されている限りにおいて、答弁書という形でまとめて出していただいても問題はないのかなと思えます。もちろん答弁書は申立人にも直送等で送られることになりますが。

## 4 調停委員会の構成

### (1) 調停委員会はどのようなメンバーで構成されているか

**飯田：**次に、調停委員会の構成、実情についてお話を伺いたいです。

まず民事調停を行う調停委員会はどのようなメンバーで構成されているのでしょうか。

**丸山：**調停委員会は、調停主任と2人以上の調停委員で構成するということになっています。調停主任は裁判官または民事調停官が担当します。それと調停委員は2人という場合が実務ではほとんどだと思います。

民事調停官というのは、平成15年に制度が創設されまして、5年以上の経験を有する弁護士から最高裁判所で任命をするという制度になっています。任期は2年、再任も可ということで、まさに司会をされている飯田さんは、この制度に基づいて調停官をされていたということになります。民事調停官の身分は非常勤の国家公務員で、調停に関しては裁判官とまったく同じ権限を持っているということになっています。

東京簡裁の墨田庁舎には現在12名の民事調停官が在籍されています。民事調停を扱う部は大きく3つの係に分かれているんですけども、1つの係に民事調停官が4人ずつ配置されています。

**飯田：**具体的な事件で、裁判官と民事調停官のどちらが調停主任を担当するのかというのは、こういった基準で決められているのでしょうか。

**丸山：**基本的には申し立てられた調停事件は、まずは担当裁判官に平等に配てんされます。そして、その各裁判官において、民事調停官に担当していただく事件をその中から選んで割り振っていると、こういう実情にあります。

東京簡裁では民事調停官の勤務というのは週1回、曜日を決められていますので、おのずと担当できる事件数というのは限度があります。従いまして、各民

事調停官がどれだけの事件数を現在お持ちかということを見ながら配てんすることになるわけなんですけれども、平均するとだいたい15件から20件程度をご担当していただいているというのが実情かと思えます。

### (2) 民事調停官の担当する事件について

**飯田：** 裁判官と民事調停官とで担当する事件類型や、調停主任としての事件に対する携わり方に何か違いがあるのでしょうか。

**丸山：** 民事調停官に担当していただく事件というのは特に決めているわけではありません。実際様々な事件をご担当いただいています。ただ極めて簡易な事件というのは、これはどうかと思いますので、それなりにふさわしい事件をやっていただいています。

これは実際、民事調停官の方から聞いたお話なんですけれども、自分が代理人として民事調停に臨む場合と、調停主任として臨む場合ではまったく違うとのこと。調停主任として参加する場合は、やはり公平性に注意しながら、適切な調停運営を心掛けるようにしている、こういうお話をお聞きしています。

### (3) 調停委員の人選について

**飯田：** 調停委員の人選というのはどういった手続、基準で行われているのでしょうか。

**近藤：** 人選の関係での大本になる法規としては、「民事調停委員及び家事調停委員規則」があります。その第1条は、調停委員は弁護士、専門的知識、経験を有する者、または社会生活の上で豊富な知識、経験を有する者で、人格識見の高い40歳以上70歳未満のものの中から、最高裁判所によって任命されるというふうになっております。

具体的な手続としては、民事調停委員に関して言えば、各地の地方裁判所に設けられた調停委員選考委員会が、公募した応募者について、書面審査に通った人を更に面接して、採用相当というふうに判断



田丸 雅基

東京簡易裁判所  
調停委員（建築士）

した者について最高裁判所に上申し、最高裁判所はその中から相当と認めた者を調停委員に選任しています。

**飯田：** 東京簡裁の調停委員には、どういった分野の方々がおられるのでしょうか。

**丸山：** 調停委員には、弁護士調停委員、それからいわゆる専門家調停委員、それと一般の調停委員、大きく分けてこの3つの調停委員がおられます。

一般調停委員には様々な方がいらっしゃいまして、例えば損保会社、銀行、不動産会社、商社、もう本当にいろいろな企業の出身者等がおられます。また、消費生活センターの相談員の経験をされているという方もおられます。また、一部ですけれども、今日お見えになっている田丸さんのように裁判所OBの方、これは裁判官、書記官も含めて、ごく一部おられるという状況になっています。

**飯田：** 専門家調停委員の方はどのような職種の方々がおられるのでしょうか。

**丸山：** 専門家調停委員としては医師、歯科医師、獣医師、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、建築士、社会保険労務士、土地家屋調査士、こういった方々について専門事件に対応できる人数をそれぞれ適宜確保しているという状況でございます。

### (4) 個別の事件と担当する調停委員の選定

**飯田：** 東京簡裁で個別的な事件を担当する調停委員は、どういった基準で選定、指定されているのでしょうか。

**大嶋：** まず、新しい事件が来ますと、裁判官にそれを見ていただいて、その事件の内容からふさわしい調停委員として、どういう人がいいかということでインテークします。

例えば交通事故でしたら弁護士と損保会社出身の調停委員、不動産事件で賃料等の事件ですと弁護士と不動産鑑定士、消費者問題の事件については弁護士と消費生活センターの相談員をされていた一般の調停委員、そういった形で裁判官から指示が来ま



大嶋 由美  
東京簡易裁判所  
主任書記官

す。それを見て、書記官の方で候補者の中から調停の期日に合わせてお願いしているという形です。

特定調停などで、業者が申立人になっている典型的なものとか、少額のものなど、法的争点のあまりないものについては一般の調停委員さん同士2名で行うことも多くありますが、法律的な争点があるようなもの、今申し上げましたような事件については、東京簡裁では、1名は弁護士さん、あとは専門家委員だったり、一般の調停委員でも先ほど申しましたようにいろいろな出身の方がいらっしゃいますので、なるべくその事件にふさわしいと思われる調停委員を指定するという事になっています。

#### (5) 申立代理人による専門家調停委員の指定の上申

**飯田**：申立ての段階で、申立代理人が事件に応じて専門家調停委員の指定を予め上申したような場合には、そういった要望というのは考慮していただけるのでしょうか。

**丸山**：今お話があったように、調停主任裁判官が事件ごとの内容を見ながら、ふさわしい調停委員を指定しているのですけれども、特に専門家調停委員を希望したいということで上申書を提出していただくということも構いません。調停主任裁判官はそうした上申書等も踏まえて、調停委員の指定をどうするかという判断を行うことになろうかと思います。

脳出血の治療をめぐる医療過誤の事件を担当したことがあるのですが、代理人の方から、第1回の調停期日が遅くなっても構わないので、脳外科の専門医師の調停委員をお願いしたいという上申書が提出されたことがあります。しかし、たまたま脳外科専門の調停委員が東京簡裁におられなかったんですね。それで、東京地裁の調停部に連絡をしまして、そちらに脳外科専門のドクターがおられるかという照会をしたところ、数人いるというお話を聞きました。そこで、臨時に簡裁の調停委員になっていただきたいというお願いをして、裁判所内部の手続を経て、その

件をご担当いただいたといったケースが実際にありました。

**大嶋**：専門家の調停委員も、例えば建築士の中にも得意分野があって、より専門的に土壌の問題だとか、建物の構造を専門にしている大学の先生などいらっしゃるの、その事案に沿った選任ができるようになっていきます。お話に出た医師についても、だいたいの診療科目の方がそろっていると思いますし、いらっしゃる場合には地裁の22部に確認するという事で対応しています。

それから弁護士調停委員についても、医療に強い弁護士の委員とか、それぞれ得意な分野を教えてくださいたいです。そうしたきめ細やかな委員の選定というのはとても重要なところなので、常に考えながらやっています。

#### (6) 調停委員の研修について

**飯田**：東京簡裁では、調停主任や調停委員の方々には調停スキルの向上のために、日ごろから研鑽ですとか、研修のようなことはなさっているのでしょうか。

**近藤**：調停委員には、弁護士調停委員を含め民間の方が多くということもあって、裁判所としては調停スキルの向上のために、まず辞令交付の際に、初任時の研修として講話あるいは心構えといったようなものをお伝えするというをやっています。

その後、毎年1回、各係ごとに具体的なケースに基づいて討論するような、そういう形での研修を行っております。さらに、これも毎年1回ですけれども、各係ごとに調停委員の方たちから問題を出していただいて、それを裁判官を交え検討する、そういう実務研究会も実施しております。それ以外に、毎年定期的に調停委員と裁判官との協議会、あるいは研究会、そういったものもあります。

それから、調停委員の方々には自主的に毎年数回、勉強会を持っているというふうにもなっております。この勉強会には裁判官も招かれて講師を担当するというようなことも多いと聞いています。

## 5 民事調停の機能強化

### (1) 民事調停の機能強化に向けた取り組み

**飯田：** 続きまして、今度は手続の流れに即した形で、民事調停の運用の実際についてお話を伺ってまいりたいと思います。

まず昨今、民事調停の機能強化に向けた取り組みが種々なされているというふうにお聞きしていますが、具体的にはどういった見地から、どのような取り組みが行われているのでしょうか。

**丸山：** これは調停委員会が、事実関係を整理、認定した上で、合理的かつ落ち着いたよい解決案を策定して、場合によっては適宜の時期に解決案を当事者に提示をして、積極的な説得、調整を行って、更に調停が仮に成立しなかった場合には、調停に代わる決定、つまり17条決定ですね、これも活用していきこうと、そういった調停運営を心掛けていきこうという取り組みです。

この背景には、現在の調停制度というのは、制度ができてから約96年、こういった長い歴史がある制度なんですけれども、さすがにこれだけの年数が経過しますと、社会も大きく変わってきていますし、国民の権利意識も変わって、価値観も多様化してきています。さらに、最近では調停を申し立てる当事者は事前にインターネットを利用して、いろいろな法律情報も調べた上で調停手続に臨んでくる。こうしたこともまったく珍しくないような状態で、難しい調停事件というのも増えてきているのかなと感じております。

こういった状況において、先ほど言ったような法的観点を踏まえた争点の整理、事実認定と解決案の策定、合意に至らない場合には17条決定を出していきこうということで、機能強化の取り組みを行って、利用者のニーズに応えていきこうというものです。

### (2) かつての運用との違い

**飯田：** 具体的に、機能強化が図られた今日の民事調停の運用と、そうではない、かつての運用とでは、ど



志賀 晃  
会員  
(LIBRA 編集委員)

のような違いがあるのでしょうか。

**近藤：** これまでの民事調停というのは恐らく5～6年、あるいはそれ以上前の民事調停ということだと思うんですけども、よく言われるように足して2で割るような、そういうような調停、あるいは物事をきちっと見極めて解決に導くというのではなくて、なるべく紛争を丸く収めるといいますか、そういうような解決の仕方というのが取られていたのではないかと思います。

いきおい民事調停委員は資料に基づいて事実の認定をするというよりは、当事者をいかにうまく説得して合意に結び付けるか、そういうことにむしろ腐心していたのではないかと思います。私自身、民事調停で事実認定をするんですかと言われて驚いた経験がありますし、以前は裁判官の手をなるべく煩わせずに民事調停をまとめ上げるのが良い調停委員とされていたというようなことも聞いたことがあります。要するに調停は裁判官があまり関与せずに、調停委員だけでうまくまとめて調停成立にこぎつける、そういうことが行われていたのではないかと思います。

しかし、今はそれとはまったく逆で、裁判官が入って法的観点に基づいて評議をしながら争点を整理して、合理的な解決に導いていく。ですから、調停委員2人に調停を任せ切りにするというようなことは行われていないと思いますし、事実認定を踏まえずに解決案を策定するというのも、今はほとんど行われてはいないのではないかと思います。

## 6 民事調停の手続の流れ

### (1) 第1回期日の指定, 1期日当たりの開廷時間等について

**飯田：** それでは具体的な民事調停の手続の内容について伺ってまいりたいと思います。

最初に、調停期日の運用についてお尋ねしますが、調停が申し立てられた後に、現在どのくらいの期間で、第1回期日が指定されているのか。また、1期日当た

りの開廷時間、期日間の開廷の頻度、これは東京簡裁では実際どのような状況でしょうか。

**大嶋：** だいたい申し立てられてから第1回期日まで、3週間から1か月ぐらい、労働事件については3週間以内というのが目標になっています。

1期日に充てる時間というのは基本的には1時間、労働事件については2時間ということになっていますが、これは事案によって長かったり短かったり、そこは臨機応変にやっています。

最初に期日を指定するときには、原則として訴訟と同じように相手方の都合を聞いてから入れているわけではありませんので、呼出しをすると、相手方からその日は都合が悪いので変更してほしいというような電話がよくかかってきます。変更申請が出ることもありますけれども、調停委員会も申立人の事情がよく分からないというところもありますので、原則として1回目は申立人のみから聞きまして、その代わり欠席される方からは次回の希望日を予め出していただいて、調整をした上で2回目の期日を決めるといった運用をしています。

**飯田：** 期日と期日間の期間というのは、だいたいどれぐらいになっているのでしょうか。

**大嶋：** やはり1か月ぐらいが多いかと思いますが、これも臨機応変に、もっと短い場合もありますし、少し検討に時間がかかるとか、そういうときにはもう少し長く2か月近く先というようなこともあります。

## (2) 相手方欠席の場合

**飯田：** せっかく民事調停を申し立てたのに、相手方が欠席してしまった場合というのは、どのように取り扱っているのでしょうか。

**丸山：** 相手方が予め次回以降も出頭しないという意向を例えば照会回答書で明らかにしている場合は別ですけれども、そうでない場合は申立人の意向も聞いた上で次回期日を設けるか判断します。一般的には直ちに調停不成立にするということはありません。

相手方が不出頭の場合でも、予定通り第1回期日

は開いて、申立人側からこれまでの相手方との交渉の経緯、紛争のポイント、そういったものは事情聴取します。そういう意味で、不出頭の場合でも相手方に代理人が就いている場合は、内容のある答弁書を出していただいていると、効率よく事情聴取が行えるということになるかと思えますし、次回期日の事情聴取を更に効率的に行うということにもつながるかと思えます。

**飯田：** 相手方が欠席して続行期日が指定された場合に、続行期日に相手方に出てきてもらえるように、裁判所の方から連絡を取っていただくなど、何か配慮はしていただけたりするのでしょうか。

**大嶋：** そうした場合、申立人から呼出状に何か付記してほしいという希望があることがあります。「話し合いで解決することを申立人は望んでいるので、次回期日にはいらしてください」とか、「もしこの日が都合が悪いのであれば、またこちらで調整しますので電話をください」とか、そういう付記をすることはあります。

あるいは、代理人の方で出てこなければ次は訴訟だ、訴訟も辞さない、ということを書いてほしいという場合もありますので、申立人はそういう意向のようですので、是非話し合いで解決できるように出てきてくださいみたいなことを書いたこともございます。

**飯田：** その辺りのことは適宜ご相談してよろしいということなんですか。

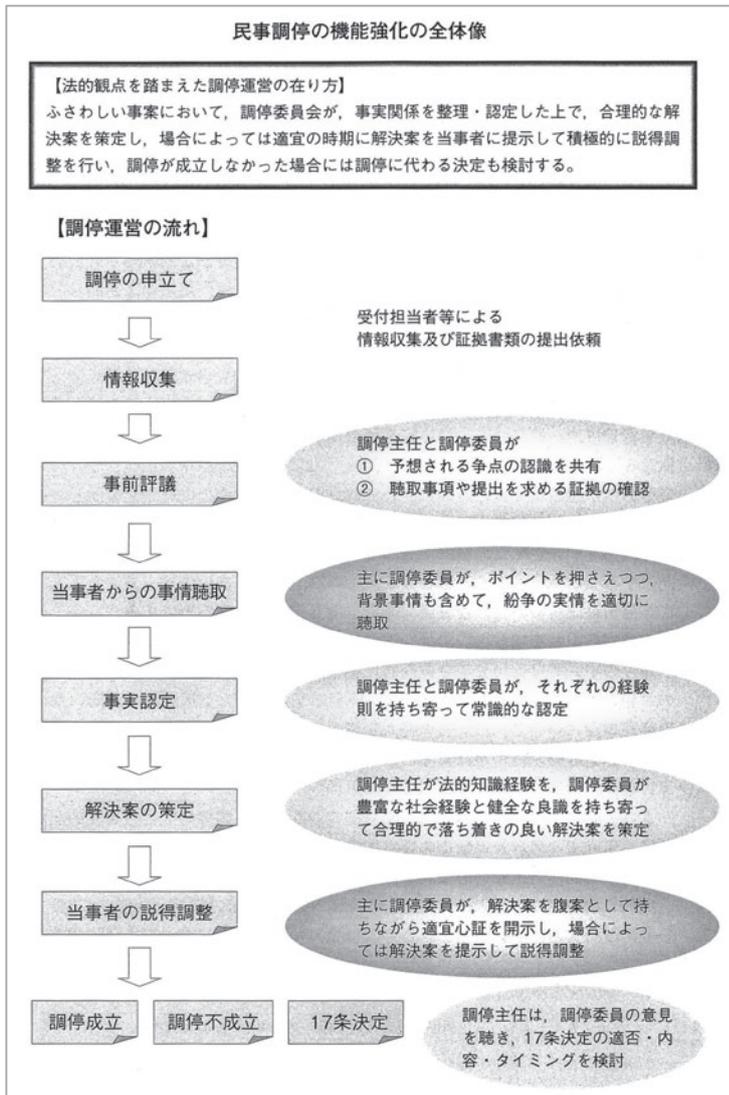
**大嶋：** そうですね。

**近藤：** 民調法には、裁判所は、当事者が期日に正当な理由なく出頭しない場合は過料に処する、そういう規定(民調法34条)はあるんですけども、実際にこの規定を適用して、過料に処するというのは、稀ではないかと思えます。

ですから、粘り強く出てきてもらうように郵便で呼びかけるか、あるいはやむを得なければ不調にすると、そういうような扱いが多いのではないかと思います。

**小石：** 来ない場合に、申立人の代理人から直接手紙、

図3



\* 司法研修所編「簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究」53頁より

書面なり、電話で相手方に出頭を促してもらおうということも、たまにやらせていただくことがあるんですけども、そういったことでも、テーブルに着いてもらおうという意味では、裁判所と申立代理人の協力ということが進められればと思います。

**近藤**：申立代理人と相手方との間に、ある程度の信頼関係というんですかね、これまでの交渉の経過から、そういう信頼関係があるようなことがうかがわれるような場合は、そういうこともいいのかと思います。ただ、そういうものがまったくうかがわれないときに、相手方の代理人から出頭を促すようなことをされると、何か不測の事態があっても困りますので、躊躇するところではあります。

**丸山**：あとは相手方に代理人弁護士が就く場合は、裁判所から出頭可能な期日を予め書記官の方で電話でお聞きしておいて、できるだけそこに次回期日を指定するというような配慮はやっています。

**(3) 調停手続の進め方, 評議の実情**

**飯田**：続きまして、調停手続が実際にどのようなスケジュールが組まれて進められていくのか、ご説明いただければと思います。特に当事者からはなかなか見えづらい調停委員会内の評議の実情も含めてお話しいただければと思います。

**丸山**：まず、調停手続の全体的な流れにつきましては、『司法研究報告』（司法研修所『簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究』（司法研究報告書第66輯第1号））に掲載されている図を見ていただくと非常に分かりやすいのではないかなと思います(図3)。

評議についてはこれまであまり説明されてきていませんでしたが、機能強化の一環として、実は調停委員会ではかなり頻繁に評議を行っています。先ほど来の民事調停の機能強化の取り組みの下では、評議は調停事件の解決の方向性を左右するものでして、また調停委員会における争点、事実認定の共通認識、

これを持つためにも非常に重要な作業だと位置付けてやっているとところです。

従いまして、評議には、事前評議、中間評議、終わった後の事後評議、大きく分けるとこの3種類の評議があるわけですが、調停委員会では毎回の調停期日ごとに期日が開始される10分前には、ほとんどの事件で事前評議をやっています。また、調停期日の途中で当事者が事情聴取で入れ替わる、その間の時間、例えば場合によっては5分ぐらい取るということもありますが、この段階でちょっと評議をやりましょうというようなことで、期日の最中でも頻繁に評議を行っています。このように、非常に評議については重視しておりまして、できるだけ調停委員会の意思疎通をよくして、解決に向けての検討を行っています。

**田丸**：建築事件の場合、当事者の主張の内容について、調停官、あるいは裁判官との評議で、全体的な

争点というのは分かるんですけども、その背景というのはあんまり分からないんですね。そういう意味では事前に頂いた記録を読んで、自分でこういう内容でこうだという、ある程度の方向性、そういうものをこしらえて評議に臨んでいるというのが実情です。

**小石：** だいたい私の方でも30分ぐらい前には入って記録を読み直して、15分ぐらい前から調停委員、調停主任と事前評議をしてということですが、今、田丸さんがおっしゃったように、医療事件などの場合ですと、診療経過表をこちらで作ってしまっただけで、争点の整理は弁護士である調停委員が行い、医師である調停委員の見解を踏まえつつ、裁判官主導にはなりませんけれども、事実認定の方向性に進めていって、あとは役割分担というような形でも、事前評議をすることによって共通の認識の下で動けますので、非常にやりやすいとは思っております。

**田丸：** 付け加えますと、建築事件の場合ですと、請負契約の絡みについては、弁護士調停委員の方も含めて裁判官、調停官は分かるんですけども、工事の内容の瑕疵修補ということになると、専門的なものになってくる。その中で実際に例えば施主側から出される内容というのは、例えば施工時における施工誤差というのを加味しないで、完璧なものを要求するわけですね。そうした中で我々としては実際の現場を見に行ったり、戻ってきてから調書の内容と照らし合わせてみたりして、どの辺が妥当であるかという、そういうものを含めて書面にし、評議に持ち込むという、そういう形でやっているわけです。

#### (4) 事実の調査、証拠調べについて

**飯田：** 次に、民調法は、調停委員会は事実を認定するために職権で事実の調査をし、申立て、または職権で証拠調べを行うことができるというふうに規定しておりますが（民調法12条の7第1項）、実際には事実の調査、あるいは証拠調べについては、どのような運用が行われているのでしょうか。

**丸山：** 事実の調査については様々な方法があります。

通常は当事者、あるいは参考人等から任意で事情聴取を行い、当事者から提出された書証の確認をするといった作業が中心になるかと思います。

また、現地調査、現地調停と言ってもよいかと思っておりますけれども、そういったこともできるのですが、実務では例はかなり少ないように思います。司会者の飯田さんが民事調停官をされていた当時、交通事故の事案で、事故発生時間に合わせて現地調停をされたということを知り及んでおりますが、そういった例は、かなり少ないかなというふうに思っております。

それから、証拠調べに関して、民調法には申立て、または職権で証拠調べを行うことができると、このような規定（民調法12条の7第1項）がございますが、もともと民事調停制度は話し合いで解決を図ることを目的にしていることからすると、例えば民事訴訟のような厳格な証人尋問手続、これを行うことが相当かという、やはり問題があるんだろうなと思っておりますし、実際そういう証人尋問等をやったということを実は私は聞いたことはございません。それは先ほど言った当事者本人、あるいは参考人等からの事情聴取で、ほぼ同じ目的が達成できているからではないかというふうに思っています。

ただその一方で、官公署、病院等への調査囑託は調停手続ではかなり行われておりますし、文書送付囑託もかなり頻繁に行われていると思います。私自身も調査囑託、あるいは送付囑託、これを行ったという例はいくつもございます。

**近藤：** 調査囑託について、自転車同士の事故、物損の事件なんですけれども、申立人の自転車が結構高級な自転車にして、ぶつかったことによってフレームにちょっとひびが入った。損害については、10万円から20万円ぐらいという高い修理見積書が出てきたという事案がありました。相手方はそんな見積書はおかしいということで、とても承服できないということだったんです。

それでは、その見積書を作成した業者の人に、い

ったいどうしてこういう高い見積りを出したのか、それを聞いてみたらいいんじゃないかということで、調査嘱託という制度を利用しようということになったんですね。

民事訴訟では、調査嘱託の相手先は「団体」（民事訴訟法186条）に限られています。民事調停の場合は調査嘱託は個人に対してもできるということになっています（民事調停規則16条）。その見積書を作成した個人業者に調査嘱託をかけたまま、これは職権だったと思いますが、いったいどうしてこういう見積りが出たんですか、具体的には、フレームを全部換えないといけないというようなことになっていますけど、どうしてですかとか、その価額はどのように高いんですかなどと調査事項を記載して、調査嘱託をかけ、回答書をもらいました。

そうしたら、高級自転車の場合、フレームの1か所にひびが入ると、そこだけ溶接したり、添え木のようなことをしても、結局運行に支障を来す可能性が大きい、フレームごと換えないと自転車としての機能は発揮できないというようなことがきちっと書いてありましたので、相手方もそれに納得して、その見積書に近い金額で合意ができたということがありました。

**飯田：**現実の状況として証人尋問を行うことは聞いたことがない、それから、現地調停というのもまれであるというお話が出ていまして、実情としてはその通りだと思うんですけど、他方で今の簡裁の調停実務としては事実認定を行うために積極的に事実の調査をする、あるいは職権も含めていろいろな証拠調べをするということについては、非常に積極的な方向性があるのかなという印象は受けているんですけども、そういう点はいかがでしょうか。

**丸山：**現実的には多数の調停事件を抱えている中で、それだけの時間が確保できるかという問題もあります。その反面、昨今、例えばビデオとか、そういったメディアを使った方法も考えられなくはないので、それでも事実認定がなかなかできないという場合に

いては現地調査というのは考える必要があると思います。最終的にはその必要性をどう判断するかということになるかと思っています。

## (5) 事実認定の程度について

**飯田：**事実認定といっても訴訟と民事調停では違いがあるのではないかと思います。民事調停における事実認定の程度についてはどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

**丸山：**民事調停は、最終的には合意の成立を目指すという制度ですので、事実認定の程度というのは訴訟と比べたら、やはりそこは緩やかである、というように考えています。必要な事情聴取等の事実調査をきちんとした上で、どちらかといえば、こちら側の言い分が正しそうだと、そういったレベルでの事実認定でもよろしいのかなというふうに考えています。

実際の調停事件でも、弁護士が代理人となっている事件の場合、そもそも証拠が少なくという事案も多く、立証がなかなか容易ではないという背景があって、あえて調停手続を選択されたということを明言される代理人も結構いらっしゃるんですね。逆に言えば、そういう事案であれば、むしろ調停を利用しての譲歩の余地があるように思われますので、代理人も訴訟のような厳格な事実認定までは望んでいないというところもあるのではないかなと感じています。

## (6) 解決案の作成とその提示

**飯田：**調停委員会として解決案を最終的に作成して、それを提示するステップがあると思うんですけども、そういったステップというのはどのように行われているのでしょうか。かつて、よく言われたように、足して2で割るような解決案が提示されるということは今でもあるのでしょうか。

**小石：**少なくとも私が経験している中では、足して2で割るというような調停案を出すということは皆無と言っていいのではないかと思います。

確かに10年ぐらい前までの調停ですと、足して2

で割って丸く収める、というのを主眼にしていたということでは悪いとは思いませんが、現在はやはりある程度、争点の整理、事実の認定ということを前提に立証責任なども踏まえた上で、調停案を評議しておりますので、双方に具体的に理由を付けて説明ができるような解決案、調停案を示すようにはさせていただいていると思っております。

**丸山：**足して2で割る、結果としてそういうようなケースがあるように見えるかもしれませんが、それは昔のようなやり方ではなくて、十分評議を経た結果だというように理解しています。

## (7) 調停条項の作成、作成上の注意点について

**飯田：**合意するということになると、調停条項を作成することになりますが、調停条項は実際にはどのように作成されているのでしょうか。

代理人としては調停条項の作成を調停委員会にお任せしてよろしいのか、それとも、代理人としても積極的に調停条項案の作成に関与していくべきなのでしょうか。

**丸山：**紛争が解決に至る場合、当然のことながら調停条項を作成することになります。そして書記官が立ち会って、いわゆる公証官としての責任において調停調書を作成するという手続を踏むわけですが、調停条項は基本的には調停委員会が当事者のそれぞれ意向を確認しながら作っていくということになりますので、特に代理人の弁護士さんが条項案はすべて裁判所任せというのは、いかがなものかなというふうに考えております。

調停委員会でも事案の内容に応じて、代理人の方がどういう表現ぶりを希望されているのかというようなことで、調停条項案の作成をお願いすることも事案によってはあるのではないかと思います。

調停条項では、給付条項と確認条項のきちんとした区別を行うということが非常に重要になってまいります。給付条項の場合、裁判所ではその条項が、強制執行が可能であるかどうかというところは非常に注

意して文言を作成しています。

**大嶋：**書記官の立場から言いますと、単純な条項でしたらすぐ分かるんですけども、明渡しだとか、かなり細かい点を条項に盛り込むようなケースだと、いきなりこれをお願いしますと言われても、今ありましたように給付条項でいいのかどうかというようなチェックがどうしても必要になってきます。

よく当事者がこれでいいと言っているから、これをお願いしますと言われるんですけども、よくよく見ると、ちょっとこの表現では執行ができないんじゃないかと、そういうことがまったくないわけではないので、できれば事前に案として裁判所にファックスでもいただければ、それを書記官の目から見て、裁判官と相談して、この条項でいいのかどうかを検討することができるので、それはお願いしたいと思います。

**近藤：**調停条項で我々が気になるのは、税金の関係ですね。例えば金銭をいくらいくら支払うという場合に、その名目を損害賠償金にするのか、あるいは解決金にするのか、和解金にするのか、いろいろな名目があるわけですけども、損害賠償金ということであれば、恐らく税務当局はそこには課税はしないはずですよ。ところが、和解金あるいは解決金ということにすれば、それは一時所得ということで課税することも考えられるわけです。そういったことも踏まえて、我々はこの名目でいいですかということで最終確認をして、両代理人の意向も踏まえて条項を作っているわけなんです。そういうところにも目配りをしていたきたいと思います。

**小石：**あとは登記の関係ですね。法務局に事前にお伺いを立てていただけると非常に助かると思います。

**大嶋：**そうですね。やはり調書ができて送った後に、これでは執行ができないと言われると、せっかく調停が成立したのに何もならないことになりますので、書記官の方でもちょっと一般的でないようなものについては、これで登記ができるかどうか事前に法務局に問い合わせ確認してくださいというふうをお願いしているところです。

**(8) 利害関係人の参加(民調法11条)について**

**飯田：**調停手続に利害関係人が参加したり、あるいは調停成立の段階で利害関係人を参加させて調停を成立させるという場合があると思いますけれども、この利害関係人の参加に関しては、どのような場合があるのでしょうか。

**小石：**基本的には連帯保証人が当事者になっていない場合に利害関係人として参加させて、一回的な解決を図ったり、あとは交通事故のケースで、運転者のほかに会社など使用者も入れて利害関係人として紛争を終局的に解決させるといったような場合などが一般的かと思います。

**大嶋：**あと、抵当権に関して物上保証人が利害関係人として入ることもありますね。

利害関係人として参加する場合には、利害関係人の参加申出書と収入印紙500円分が必要になります。

**小石：**同じ代理人が、当事者と利害関係人の両方の代理人になるというのは難しいと考えた方がいいですかね。

**大嶋：**それは利益相反になるか、ならないかで決めるということになります。

**(9) 調停の不成立について**

**飯田：**調停の不成立については、どのように判断されているのでしょうか。

また、調停不成立の場合に関して何か注意すべき点等はございますでしょうか。あと、調停の不成立と調停申立ての取下げは、どういった違いがあるのでしょうか。

**大嶋：**合意の成立が困難なときは調停が不成立となりますが、その場合は不成立後、2週間以内に訴訟提起をしますと、調停申立てのときに、その訴えの提起があったものとみなされます(民調法19条)。また、調停申立時に支払った手数料は訴え提起手数料の算定に際して、これを納めたものとみなされます(民事訴訟費用等に関する法律5条)。

そのため、いつ不成立になったのか、納めてある

手数料はいくらになるかということの証明が必要になってきます。これを不成立証明と言って、申請をして取得することになります。いつ不成立になったかと、納めた印紙はいくらかという2つの証明事項がありますので、収入印紙が300円分必要となります。

これは墨田庁舎の事情ですけれども、当日、証明書を受け取りたい場合には、庁舎内に印紙を売っているところがないものですから、錦糸町の駅前の郵便局まで行ってくださいと、いつも申し訳ありませんと言いいながらお願いしています。そういう可能性があるような場合には、予め300円分の印紙をお持ちいただけると便利かなと思います。

訴訟提起を予定する場合には、以上のことから調停の不成立にすることが多いと思います。訴訟提起を予定しない場合で、しかも相手方に与える印象をよくしたいということで、申立てを取り下げるという場合もあります。なお、第1回期日の終了までに取り下げた場合は、申立てによって手数料の半額が戻ることとなります(民事訴訟費用等に関する法律9条3項2号)。

**近藤：**調停成立が難しくなったときに我々は、では、不成立か、あるいは取下げかというようなところで時々悩むんですけども、代理人の方は、あまりその区別がついていないのか、どちらでもいいですよなんていうことをおっしゃるときがあります。ただ、後に訴訟提起が予想されるようなときは、印紙の軽減がありますので、なるべくそういうメリットが失われないように、不成立の扱いにするというようなことを私自身は心掛けていました。

けれども、中にはどうしても不成立ではなくて取下げで終わらせたい、紛争としてはこれでもう終わりにしたいというようなことを言われる場合もありますので、そういう場合は例外的に取下げというような形で終わらせています。17条決定が出た場合以外調停の取下げについては特に相手方の同意はいりません(民調法19条の2)ので、そういう事情があれば、取下げという形で処理をしています。

## (10) 17条決定について

**飯田**：最後に、民調法17条は、調停委員会は調停が成立する見込みがない場合で、相当と認める場合は調停に代わる決定、いわゆる17条決定をすることができる」と規定しています。

近時、17条決定の運用の実情が以前とは大きく変わってきているというふうにお聞きしていますが、実際にはどういった状況なのでしょう。

**丸山**：17条決定の運用について、従前はかなり少なかったということはあったように思います。現在ではできるだけ、17条決定を活用していこうという方向性に変ってきています。それは、調停の機能強化が叫ばれる以前は、調停委員会の判断機関としての意味合いを持つ側面があまり重視されていなかったからかなと考えております。

現在では調停の機能強化を図るという観点から調停運営を行っていますので、必然的に調停が行き詰まった場合、最終的に裁判所の判断を17条決定で出そうということになってくるのだと思います。そして、それがほとんど確定するという現状からすると、当事者にも好意的に受け入れられているのではないかなと思われま。

また、17条決定を出すと、当事者にもう一度考える機会を与えることにもなりますので、この観点から17条決定を活用していこうという裁判官も増えてきているように思います。

実は私も積極的に17条決定を活用していこうという裁判官の1人です。例えばごくわずかな金額で対立しているような事件で、代理人同士から裁判所から17条決定を出してもらえば、本人を説得できるというような場合は、ほとんどの場合、17条決定を出して、そのまま確定するということが多いように思います。

その一方、相手方が調停の場での話し合いを拒否している場合、話し合いを行っても双方の主張する金額に非常に大きな乖離がある場合、それと裁判所が17条決定を検討していると申し上げても代理人が必ず

異議を出しますというように宣言されている場合は、調停委員会として、17条決定はちょっと出しづらいなというのが実情だと思います。

それと、これはまったく個人的な見解なんですけれども、調停期日の回数を重ねれば重ねるほど、紛争解決に向けての調停委員会の責任というのは重くなっていくのではないかと私自身は考えております。多くの関係者が多くの時間と労力をかけて、真剣に調停事件と向き合っ、何とか解決案を策定した上で、説得、調整を行うわけなんですけれども、それでも合意に至らないというケースでは、当事者はそもそも解決を望んでいるわけですから、それに向けて、17条決定を出せる事案では、できるだけ17条決定を出すというのが調停委員会としての責務ではないかなと考えております。

**小石**：おっしゃる通りで、ただ単に応じられません、じゃあ、調停不成立ですというのは非常に簡単なんですけれども、調停制度の機能強化というところで、調停委員会としては責任ある判断をしなくてはいけなくなるんですが、17条決定は、非常に大きな役割を果たしていると感じております。

また、丸山さんがおっしゃるように、もう一步のところであって、恐らくは双方代理人も落としどころを把握していると思われるような事案では、1歩進めて、これでも本当に訴訟に踏み切るんですかというような再考の機会があることで、紛争の解決に資するというのは経験上も実感しているところではあります。

**丸山**：実際、異議を出すと言っている代理人の事件でも、結果として異議が出ないということも結構あるんですよ。

**小石**：立証の観点であるとか、訴訟費用、その他、依頼者との関係を踏まえても、早期解決のメリットというのは代え難いものがあるというのは間違いないことだと思いますので、そこに裁判所としても積極的に紛争解決の提示ができるというのは非常に興味深いことかなと思っています。

## 7 最後に

**飯田:**最後に、座談会のテーマが「民事調停のすすめ」ということですので、今後、民事調停をもっと積極的かつ有効に利用していただけるように、皆さんから一言ずつお願いします。

**近藤:**私は冒頭申し上げましたように、武蔵野簡裁で初めて民事調停を経験しました。それまでは民事調停というと和解の延長ぐらいにしか思っていなかったんですが、実際に自分が担当してみて、本当にこれはいい制度だと思いました。

建物のリフォームの事件、物損の交通事件、あるいは土地の価格が絡む不動産の事件、そういった事件に一級建築士さんとか、あるいはアジャスター出身の調停委員の方とか、不動産鑑定士、こういった専門家調停委員に入ってもらって調停を進めると、単なる話し合いという要素のほかに、専門家の意見が直に聞けるわけなんです。そうすると、争点整理の段階から専門家の方の意見を踏まえた争点整理ができて、しかも事実の認定も非常に的確に行われる。そうすると、例えば通常の民事訴訟であれば弁論準備で2~3か月から半年ぐらいかかるものが、調停ですと2~3回で合意に至ることが結構あります。

民事調停というのはこういう専門家の方を入れることによって、本当にうまく解決していくんだなということをまざまざと思い知りました。

それともう1点、調停が不成立になった場合でも、当事者の方が、相手方の意向がよく分かりましたとか、あるいは調停委員の方に本当によく事情を聞いてもらって、自分の今後のことがよく分かりましたとか言ってくれたりして、不成立になっても喜んでもらえることが何回かありました。そうした点でも調停というのはいいものだなと本当に感じ入った次第です。

**丸山:**ごく最近、私と一緒に部屋にいる裁判官が経験したことで、その裁判官が裁判官冥利に尽きると言っていたお話があったので、ちょっとだけご紹介させ

ていただきます。

事案としては、子ども同士がちょっとしたけんかをして、申立人親権者の子どもさんが転倒して前歯が折れてしまった。それで相手方らに損害賠償を求めて監督義務者の責任を追及した事件でした。相手方には代理人弁護士が就いていたということなんですけれども、この事件には歯科医師の調停委員が選任されていて、けがの程度、状況について専門的見地からの説明が行われた上で、調停委員会が双方の過失割合を認定して、調停案の提示を行った結果、双方が納得して調停に至ったという事案です。

申立人親権者の方は代理人弁護士が就いておらず、初めて裁判所に来て調停を利用したということなんですけれども、まったく素人の申立てに対して、専門家集団の調停委員会が非常に丁寧に対応していただいたということで本当に感謝してお礼を述べられた上で、調停がこんなに素晴らしい制度であると思わなかったという感想を述べられてお帰りになったということです。それで、その担当の裁判官が非常に感激をしたと、こういった事案がありました。

このように民事調停というのは、利用者が使いやすい制度でなければならないということは言うまでもないと思いますけれども、非常に歴史の長いこの制度が今後更に発展していくためには制度を支える裁判所や弁護士会の皆さん方が紛争解決に向けて本当に熱意を持って取り組んでいくことが必要ではないかと考えております。民事調停制度が今後更に発展していくことを一裁判官として期待しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

**大嶋:**私は長い間、民事や家事の書記官をしておりましたけれども、調停というのは家事調停の経験はあっても、民事調停は今回墨田庁舎に来て初めての経験でした。

その前の任地が東京地裁の民事部で、合議事件を担当する裁判官に付いていました。合議事件ですので、かなり高額な事件や複雑な事件がありました。



民事調停の申立書を見ますと、まさにそういった事件が、隣人同士の本人の申立て事件に混じってたくさん入っていました。それにまず驚きました。

そして、その後に調停が進んでいって、難しい事件で何回も何回も期日を重ねることはあっても、最終的に成立をしていく。もちろん不成立のことも多いんですが、それを見て感じたことは、まずこの事件は訴訟になったら合議部に回されて3人の裁判官が争点整理を何回か重ねて、そして集中証拠調べをやって、部長が中心になって和解を始めて、それでも駄目だとなったら、左陪席がうんうんうなって、判決を書いて、何十頁もの判決を書き官がチェックして、そして判決が出たとしても、また控訴になる。控訴記録を整理して高裁に上げて、また高裁でも何らかの手続きが進み、それでも納得できなければ最高裁と。

そういった事案を今まで見てきたものですから、調停という制度で専門家の委員を含めて、皆さんがすごく熱心に評議されているのを見て、そういう形で納得して成立するということが本当に訴訟経済上、裁判所もそうですし、当事者にとっても有益だということをととても実感しました。

そして、債務名義ができますと、判決の場合には執行文の付与の申請がほとんどの場合に来るんですが、民事調停では執行文を出すということがほとんどありません。やはり当事者が納得して解決して、最後までいくんだということがよく分かりました。

特に東京の調停委員会は専門家も多いですし、弁護士の調停委員さんもととても熱心にされています。そういった制度を利用して円満に解決できる事件が多くなるといいなと思っています。

**小石：**弁護士の立場から申し上げますと、先ほど一番最初に調停事件にふさわしい事件というところでも申し上げたメリットというのがありますし、今、大嶋さんのおっしゃったような強制力を伴わない中での納得した真の解決というところでも、調停というのはいさ少し脚光を浴びてもいいのかなと思っています。

また、弁護士の業務的に言いますと、負担の面では主張立証の観点からしても、それほど負担になるものではなく、訴訟でも和解解決の可能性があるような案件であれば、1度民事調停にトライしてみても有用ではないかと思っています。

**田丸：**今まで建築士の立場から民事調停をやってきたわけですが、主観的な内容、例えば騒音、振動、あるいは臭気など、特に受忍限度の範囲はあまり調停には馴染まない面もあると考えてきました。その理由は、調停委員会では例えばそうしたものを把握するための工学機器などの持ち合わせがないわけですね。そうすると、双方の意見を聞いて、自分の、あるいは調停委員会の3人の受忍限度がどの程度合うかというような形をやらざるを得なくなるわけです。そして、最終的に双方の合意を求めるといような形で持っていくんですけども、そうしたものについては逆に物理的な工学数値をもって調停をすすめるということが必要となってきているという面もあるかと思われます。

ただ、できる限りその前の段階で話がまとまるように調停を進め、あるいは我々がそういう方向に持っていけるような調停をしたいなと思っている次第です。

**飯田：**本日は長時間にわたり、率直かつ有意義なお話をたくさんお聞かせくださり有り難うございました。

今日、皆さんから伺ったお話からも明らかな通り、民事調停は紛争解決の手段として、交渉ですとか訴訟とはまったく違った独自の長所、メリットがあるんじゃないかと思っています。そういう交渉や訴訟にはない長所を持った民事調停という手続を活用することは、弁護士として紛争解決するためのスキル、引き出しを増やすということにつながると思います。

せっかく東京簡裁という非常に充実した裁判所があるわけなので、民事調停という手続を積極的に活用していただければと思います。

(構成：西川 達也)

東京弁護士会 前年度会長

# 渕上 玲子会員

毎年恒例の前年度会長のインタビューです。120年以上の歴史を有する東京弁護士会で、女性初の会長として様々にご活躍された渕上玲子前会長に、会長としての1年間を振り返っていただきました。インタビューを通じて、あらためて会長の激務、責任の重さを感じ取るとともに、弁護士会が直面する様々な問題、課題を再認識いたしました。

(聞き手・構成：小峯 健介)



——1年間の会長職、お疲れさまでした。1年間を振り返っての感想をお聴かせください。

私たちは、2017年3月に発生した日弁連総会での委任状問題について、就任前からどのように対応するかということで、先に走り始めたような執行部でした。この1年間、副会長6名が個性豊かで、この方たちの支えの下に、「チームお上（かみ）」という表現の下、7名が本当に一生懸命、東弁の会務を行ってきたと思っております。会務方針に掲げたものはほぼやりきったのではないと言われており、満足のいく1年間であったと思っております。

——「東弁初」の女性会長として、特に意識されたことはありますか。

初めてということで、後に続く後輩のためにどういう会長であるべきかということを常に意識しておりました。会長に選出されるにあたっては堂々と勝利しなければならないとか、様々な施策の実行にあたり失敗してはいけないとか、後輩のために範となるべきというのがプレッシャーとしてありました。

——「女性会長」として、特に意識されたことはありますか。

私だけではなく、今回は平沢副会長もいたことで、7分の2の女性の力を生かして、執行部の和を作り、会務に反映させることができたと感じておりました。現実的に私が女性会長だから何かができたとということではなく、むしろ平沢副会長に、東弁の会務において、様々に、自由に取り組んでいただいた。それをサポートするのが私の役割だったと思います。

——「女性会長だからこそ、これができる」ということはありましたでしょうか。

私だからなのかとか、女性だからなのかということは、あまり自分では意識していませんが、数字やスケジュールに関してはわりと細かく副会長の方に要請をしました。だから、「チームお上（かみ）」じゃなくて、「チームおがみ」（ガミガミの「ガミ」）と副会長は思ったかもしれません（笑）。

——重点政策の一つである「男女共同参画」について、この1年間、どのような取り組みをされたのでしょうか。

前年度から調整をしていた「一時保育サービス」が実現できました。ただ残念ながら、2017年の利用者は2人というところなので、これをもっともっと広報しなければいけないと思っています。

もう1つ、男女共同参画推進本部では、通称使用に関するアンケートをメガバンクに送付しました。このような書類を整えれば通称で口座を作ることができるというマニュアルのようなものを持っているという回答が集まってきましたので、これを皆さんと共有したいと思っています。

課題ですけれども、男女共同参画の観点から、女性弁護士を社外役員として求める企業のための候補者名簿を作っているのですが、現実には使用されておられません。どうしても企業は実績のある方を選びがちで、実績がなくてただ研修を受けたという名簿だけではやはり難しいのかなと思います。問題点の改善をし、活用を広く求めていきたいと思っています。

—— 所信に掲げられた「司法アクセスの改善」について、どのようなことをされたのでしょうか。

詳細につきましては、本年（2018年）3月号の『LIBRA』の特集（『最近の東京弁護士会の変化』）\*1をご参照ください。

弁護士紹介センターは、専門的な分野ということで創設したのですが、あまりにも細分化されていて件数が伸びないので、市民ニーズはもう少し大枠のものであっていいのではないかと考え、今回、ウェブ申込みを中心とする弁護士紹介システムに切り替えました。

この間、弁護士紹介センターの機能の一部が中小企業法律支援センターに移転しておりますので、役割分担を明確化し、事業者につきましては、企業だけではなく、もっと広く、法人、組合等についても中小企業法律支援センターの方で事業者の枠の中に入れて対応していただく形を取りました。いわゆる役割分担を明確化させたかったというのが、この司法アクセスの改善です。

—— 重点政策の1つである「弁護士会のリスク管理」について、どのようなことをされたのでしょうか。

委任状問題も事務上の過誤であると報告書に出ておりますように、事務上の過誤、ミスが起きない業務フローというものを常に気にしておりました。私ははじめに東弁の執行部にも事務局にも、社会からの信用と会員からの信頼を失った、ゼロからの出発ではなく、マイナスからの出発であると最初にあいさつをしました。

また、2017年度には、ある弁護士会がウェブサイトを一括書き換えられたというケースがありました。このような攻撃に備えて、直ちに東弁においても、その脆弱さをチェックし、セキュリティー対策を実施いたしました。

—— 重点課題の「執行力の強化」について、どのようなことをされたのでしょうか。

これには二つの面があります。

まずは、男女共同参画の見地から女性が（女性だけでなく男性もですが）、自身の業務をやりながら副会長職を担うためには、ある程度副会長業務の合理化が必要だ、業務の合理化を図ることで政策に力を入れることができるという意味での執行力の強化という表現になっております。

さらに、執行力の強化はどこにつながっていくかというと、事務局の業務の合理化にもつながる。委員会の運営の在り方等も合理化していき、時間を有効に使い、反面、政策に力を入れて、執行力が強化されていくということで表現した言葉です。

—— 具体的にはどのようなことをされたのでしょうか。

まず、副会長の業務軽減に関しましては、担当する委員会への出席について、2時間ベタに出席しなければいけない委員会とそうでない委員会を区分して、委員会への副会長の出席の方法を工夫いたしました。

次に、事務局の事務の合理化に関しましては、正職員の超過勤務がどんどん増えているような状況に

\*1 : [https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2018\\_03/p02-24.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2018_03/p02-24.pdf)

ありましたので、これをどうにか合理化できないかということで、課ごとにいろいろ工夫をお願いしました。

一番の工夫は、弁護士会照会請求の受付を午後3時までにした上で、3時から受付ボックスで行い、翌朝に処理することとして、会員課の業務フローを見直したことで、大幅な合理化ができました。また、会員課の業務としては証明書の発行業務というのも大変だったのですが、自動発行機を導入したことで改善が図られ、また会員へのサービス向上につながりました。

そのほかにも、委員会の関係では、すでにいくつかの委員会が個別に外部ストレージ契約を締結して、いわゆるモバイル端末で資料を見ることができるようにして、印刷資料の削減を目的としております。これは、今後もっと広げなければいけないと思っております。

——「弁護士の活動領域の拡大」については、どのようなことをされたのでしょうか。

法曹人口との関係もありますけれども、弁護士の活動領域を拡大させていくこと、職域拡大というのは、今後の弁護士にとって極めて重要だと思っておりますので、課題として挙げさせていただきました。実際には、活動領域拡大推進本部の方がどんどん先をいっており、AIエキスポに出展したりとか、宇宙法シンポをやったりとか、終活をネタにする落語家を呼んだりとか、自ら非常に活発に活動しているので、彼らの自由な発想を後押しするという程度で実際は終わったかなというふうに思います。

——現在、弁護士会の会務活動に無関心という会員の方も少なくないと思います。弁護士を取り巻く経済環境が厳しくなっており、そもそも会務活動にエネルギーを割こうと思っても、割く余裕すらないという会員もいるかと思えます。今後ますます会務活動離れが進み、いずれ弁護士自治自体が成り立たなくなる日が訪れるのではないかなと私は感じているのですが、ここら辺についていかがお考えでしょうか。

弁護士会の会務活動に無関心という会員が少なくないというのは、その通りだと思います。今年1月で8,300人を超える東弁の場合は、今までは会派の求心力で会務活動の担い手を賄ってきたと思いますが、どんどん会派に属しない会員が増えていく状況の中で、本当に危機感としてあると思います。

その原因が何なのかというところで、薄利多売のために忙しすぎてという方も中にはいると思うのですが、十分な収入を得ていたとしても弁護士会に関心を持たないという層も相当な幅でいるのではないかと思います。その原因は何かというのは非常に難しく、例えば、政治的な主張と距離をおくノンポリ層というのがいると思うんですね。それと、人権擁護活動の意義というものをあまり理解していただけない方もいるのかなと思います。なぜ自分たちの会がそういう活動をしなければいけないのかという方もいますし、そもそも会費ばかり取られるだけでメリットがないという方もいますので、本質的に経済環境だけではない危機感を持っています。

弁護士自治に関しましては、私の属する会派では、多様な弁護士が生まれている現在において、弁護士の本質とか、弁護士自治は何のためにあるのかとか、そういうことを真剣に議論しています。この議論はもっともっと基本的な研修の中で弁護士に伝えていかなければならないと思っています。

——法曹人口の問題ですが、法的ニーズに照らして、司法試験合格者1,500人というのは多すぎるのではないのでしょうか。

私は、今まで日弁連の法曹養成制度改革実現本部とか東弁の司法改革センターとかにあまりかかわりを持ってこなかったのですが、重要課題であると考え、この1年間、日弁連で法曹養成制度改革実現本部の主担当をさせていただきました。そこでお話しさせていただいていることを繰り返すしかないのですが、司法試験合格者数1,500人というのは、日弁連の基本方針として、2012年3月15日決議で決まった

ものです。さらに、2016年3月11日の臨時総会では1,500人に取り組むということで、現在は1,500人を目指すというのが結論ですので、多すぎるということにはならないのです。一昨年は1,583人、昨年は1,543人ということで、1,500人に限りなく近づいてきているということは事実で、本年、1,500人を割り込むかもしれないし、そのあたりは司法試験の結果を見てみなければわかりません。

日弁連としては、1,500人を達成したときに検証するというを常に説明し、そのための統計を取り続けており、いわゆる就職状況がどう改善していくのかを見ております。現時点では、合格者がだんだん減ってきたという過程の中で、就職状況は好転しています。

—— 弁護士を取り巻く経済環境は厳しくなっていると思いますが、有効な打開策はあるのでしょうか。

活動領域の拡大のみならず、やはり中本和洋前日弁連会長が重視したLAC（リーガル・アクセス・センター）の活用です。地方では、若手のLAC利用率、扶助の利用率がすごいですよ。当然それは彼らの生活の基盤になっています。

LACを本当に活用している人は、登録をして案件が回ってくるというよりも、法律相談のときに常に保険の内容について、どのような保険に入っているのかを聞いているとのこと。だから、保険の適用可能性のあるような事故関係の事件に関しては、その人が入っている保険を聞くことから始まるというようなことが言われています。

—— 法曹志願者が減少していることについて、どのようにお考えでしょうか。有効な打開策はありますか。

非常に問題だと思っています。弁護士がどのような仕事をして、どのようなことにやりがい、生きがいがあって、どれほど依頼者から感謝されるかとか、そういった弁護士の魅力をきちっと発信できておりま

せん。「刑事弁護で無罪を勝ち取った」「過疎地域で後見のシステムを作った」とか「こんないろいろなことをやっていますよ」ということをアピールしていかなければならないというので、法曹の魅力を発信する活動は、本当に一生懸命やっています。

—— 1年間の会長職を終えられて、今後の抱負をお聴かせください。

1人の弁護士に戻りますが、日弁連、東弁でもいくつかの委員会を担当することになっています。日弁連では引き続き法曹養成問題、東弁では男女共同参画、そして公設事務所の担当になりまして、公設事務所の委員会では委員長として活動していく予定です。

—— 委員会活動以外での抱負をお聴かせください。

まずは健康を取り戻さなくては（笑）。

—— 最後に、若手会員に向けて何かメッセージをお願いいたします。

私は、『LIBRA』の最初の原稿（2017年4月号）\*2で「新しい風」という表現を使用しましたが、それは初めての女性会長という意味も当然含んでいたのですが、とにかく弁護士とか司法の世界に対して、常に「新しいこと」を、「新しい風」を吹かせていかなければいけないという、そういう思いでございました。そういう意味で、新しく法曹になる方も、自分で「新しい風」をつくっていただきたいなと思っています。

—— 本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

#### プロフィール ぶちがみ・れいこ

1983年修習終了（35期）。東京弁護士会副会長（2006年）、東京弁護士会法律相談センター運営委員会委員長、東京弁護士会災害対策委員会委員長、日本弁護士連合会日本司法支援センター推進本部事務局長、東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長（2017年）等を歴任。

\*2 : [https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017\\_04/p34-37.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017_04/p34-37.pdf)

# 2018(平成30)年度 定期総会

2018年5月29日(火) 午後0時30分 弁護士会館2階講堂「クレオ」  
本人出席195人, 委任状出席536人, 合計731人

## 会務執行方針

### すべての市民の人権が等しく保障される 社会の実現に向けて

2018年度の東京弁護士会会長に就任いたしました安井規雄です。理事者は「チーム安井」として一致団結のうえ、東京弁護士会の新しい未来を切り開いて行こうと考えております。

当執行部は、本年度の基本方針として、3つの大きな柱をたてました。

**1**つ目の柱は、「弁護士の活動領域の拡大」です。弁護士の活動領域の拡大は、弁護士業務の拡充とか拡大だけに留まらず、市民の皆さんの人権保障の拡大に繋がるものと考えます。

なぜなら、弁護士の活動領域が広がり社会の隅々まで目が行き届くことにより、今まで権利侵害があっても救済できなかったことにも対応が可能になるからです。弁護士の活動領域を拡大することで、市民の皆さんの人権が等しく保障される社会の実現を目指します。

弁護士の活動領域の拡大として、中小企業への支援、法律相談センターの運営改善、行政との連携強化、アウトリーチ活動の強化、等につき積極的に取り組めます。

**2**つ目の柱は、若手会員のサポートです。東京弁護士会の2018年5月1日現在の会員数は、8,341名で、このうちの約半数が若手会員です。

若手会員が現在及び将来に夢をもち、活発に活動することは、時代の変化に対応できる活力がある、また求心力がある弁護士会を作りあげ、また弁護士会の裾野を<sup>すそ</sup>広げ、さらに中堅・ベテラン会員との連携強化につながるものと考えます。すなわち、若手会員が生き活きと誇りをもって活躍することにより、人権

擁護活動や弁護士会活動が勢いづき、中堅・ベテラン会員も若手会員よりエネルギーをもらい、若手会員への指導やOJTを積極的に担い、弁護士会をより活性化させるものと考えます。

若手会員の知識及び経験のサポートとして、「レベル別・分野別の研修」や「クラス別研修」のほか、「委員会での研修」も充実させたいと思います。また、ベテラン会員とのセットでの法律相談や共同受任の機会を拡大して「若手会員へのOJT」を支援します。

若手会員へのサポートにおける喫緊の課題は、我々の仲間である新65期から70期の、いわゆる「谷間世代」と言われる若手会員(合計約9,600名)に対するサポートです。日弁連では緊急貸付制度・会費の減額制度等を検討していますが、当会もこの課題に対し、全力をあげて取り組みます。

**3**つ目の柱は、3つの「守る」です。1つは「人権を守る」、2つは「平和を守る」、3つは「弁護士自治を守る」、この3つの「守る」を堅持していきます。

「人権を守る」においては、「高齢者」「障害を有する方」「子ども」「外国人」「女性(男女共同参画)」「貧困等の差別問題」「LGBT」等、さまざまな人権課題解決のため積極的に取り組みます。

「平和を守る」においては、現在、憲法9条を維持したままで、9条の2として「自衛隊」を憲法上明記する「自衛隊等明記案」が取り沙汰されています。本件のように会員間で大きく意見が分かれ、深刻な意見の対立が見られることもあり、会内合意形成に困難を伴うことも少なくありませんが、色々な意見に十分耳を傾け、議論を尽くし、憲法の「恒久平和主義」「立憲主義」の大原則に基づいて、民主的な合意形成を図ってまいりたいと考えております。

「弁護士自治を守る」においては、弁護士の不祥事に対し適切な対応をし、弁護士に対する社会の信頼維持を目指します。



迷ったら「人権を守る」「平和を守る」「弁護士自治を守る」という基本に立ち返って、「誠実」に「謙虚」に、そして「情熱」をもって法曹養成の課題、民事刑事における司法改革の課題、弁護士業務妨害対策、

公設事務所の課題、災害時の会員・市民のサポートの問題、会財政の課題等の解決に積極的に取り組んでまいります。あらためまして、ご指導・ご支援の程、心よりよろしくお願い申し上げます。

## 審議

### 第1号議案 2018・2019年度綱紀委員会委員（弁護士会員委員及び学識経験者委員）選任に関する件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

綱紀委員会の弁護士会員委員（正委員）105人中25人が本年11月30日をもって任期満了となる。次期委員の任期は、本年12月1日から2年間である。さらに、本年3月19日開催の臨時総会における会則第75条の改正により、綱紀委員会の弁護士会員委員が31人、学識経験者委員が1人、それぞれ増員されたが、増員された委員の任期は、弁護士会員委員については本年12月1日から2年間、学識経験者委員については2019年4月1日から2年間を予定している。

綱紀委員会の弁護士会員委員及び学識経験者委員の選任は、本来総会の審議事項（弁護士法第70条の3第1項、弁護士法第66条の2第1項、会則第32条第1項第4号）であるが、本日現在委員候補者の推薦はないため、委員の選任について常議員会に委任すること及び弁護士会員委員については常議員会決議により人事委員会に委任することもできることが提案された。

上記提案に基づき、委員の選任について常議員会に委任すること及び弁護士会員委員については常議員会決議により人事委員会に委任することもできることが、賛成多数で承認された。

### 第2号議案 会館特別会計内の修繕積立金会計の予備費を使用したことの承認の件

### 第1議案 弁護士会館20年目の大規模改修工事基本設計業務費用として本会負担金14,363,049円を支出した件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

弁護士会館20年目の大規模改修設計業務費用支出について、会館特別会計規則第4条第2項に基づき、2016年12月7日の常議員会にて、会館特別会計内の修繕積立金会計（以下「修繕積立金会計」という）から約5,930万円の支出が承認されている。

設計業務については基本設計業務、実施設計（共用部）業務、実施設計（専用部）業務、その他の業務（工事発注支援）に分かれており、2017年度に、基本設計業務費用として、修繕積立金会計の予備費より、本会負担金14,363,049円を（株）佐藤総合計画に対し支払っている。

そこで、上記14,363,049円の予備費を使用したことについて、東京弁護士会会計規則第25条第2項に基づき承認を求めることが提案された。

なお、上記支出は元々、2017年度予算において予備費に計上していたものであり、その理由は、会計処理として、事業活動支出に計上するか、投資活動支出に計上するか、日弁連及び東京三会にて具体的な支出後に調整が必要となることから、事前に決定できなかったためである。

上記提案に基づき、14,363,049円の予備費を使用したことについて、賛成多数で承認された。

### 第2議案 防災センター内の各種設備の改修に伴い、本会負担金101,255,565円を支出した件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

防災センター内に設置されていた自動火災報知設備、空調制御設備、機械警備機器及び館内放送設備は10年から20年とされる耐用年数を経過しており、経年劣化による誤作動、メーカーの補修用部品保管終了などによる故障時の修理不能等の状況を回避するため、20年目大規模改修工事と切り離し、先行して改修をおこなうこととなった。支出については、会館特別会計規則第4条第2項に基づき、2016年12月7日の常議員会にて、修繕積立金会計より、それぞれ、自動火災報知設備約5,700万円、空調制御設備約3,600万円、機械警備機器約1,100万円、館内放送設備約756万円の支出が承認されている。

2017年度に、自動火災報知設備費53,670,308円をホーチキ(株)、空調制御設備費33,143,571円を三菱冷熱工業(株)、機械警備機器費7,347,867円を総合警備保障(株)、館内放送設備費7,093,819円を(株)きんでんに、総額として101,255,565円を修繕積立金会計の予備費より支出した。

そこで、上記101,255,565円の予備費を使用したことについて、東京弁護士会会計規則第25条第2項に基づき承認を求めることが提案された。

なお、上記支出は元々、2017年度予算において予備費に計上していたものであり、その理由は、会計処理として、事業活動支出に計上するか、投資活動支出に計上するか、日弁連及び東京三会にて具体的な支出後に調整が必要となることから、事前に決定できなかったためである。

上記提案に基づき、101,255,565円の予備費を使用したことについて、賛成多数で承認された。

**第3議案 講堂改修工事設計・発注支援業務費用として本会負担金2,376,000円を支出した件**

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

講堂「クレオ」の講堂改修工事設計・発注支援業務費用の支出について、会館特別会計規則第4条第1項に基づき、2017年3月23日の理事者会にて修繕積立金会計より支出することが承認されている。

2017年度に、本講堂改修工事設計・発注支援業務費用について、修繕積立金会計の予備費より、本会負担金2,376,000円を(株)佐藤総合計画に対し

支払った。

そこで、上記2,376,000円の予備費を使用したことについて、東京弁護士会会計規則第25条第2項に基づき承認を求めることが提案された。

なお、上記支出は、元々、2017年度予算において予備費に計上していたものであり、その理由は、会計処理として、事業活動支出に計上するか、投資活動支出に計上するか、具体的な支出後に日弁連との調整が必要となることから、事前に決定できなかったためである。

上記提案に基づき、2,376,000円の予備費を使用したことについて、賛成多数で承認された。

**第3号議案 2017年度一般会計・特別会計収支決算の承認の件**

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

2017年度一般会計・特別会計決算について2017年度一般会計・特別会計決算報告書に基づき審議の上承認を求めることが提案された。審議においては、監事意見書に記載された法教育総合センター、公設事務所、国際委員会の予算や活動等に関する表現をめぐって、複数の質問・意見があった。このうち、国際委員会の活動についてネットやテレビ会議を活用して予算を抑制すべきとの記載に関しては、執行部から、直接他国の弁護士会等を訪問して関係構築することのメリットは理解しており、執行部でも予算として認めている旨の説明があった。

審議の結果、賛成多数で承認された。

**第4号議案 2018年度一般会計・特別会計収支予算(案)の決議の件**

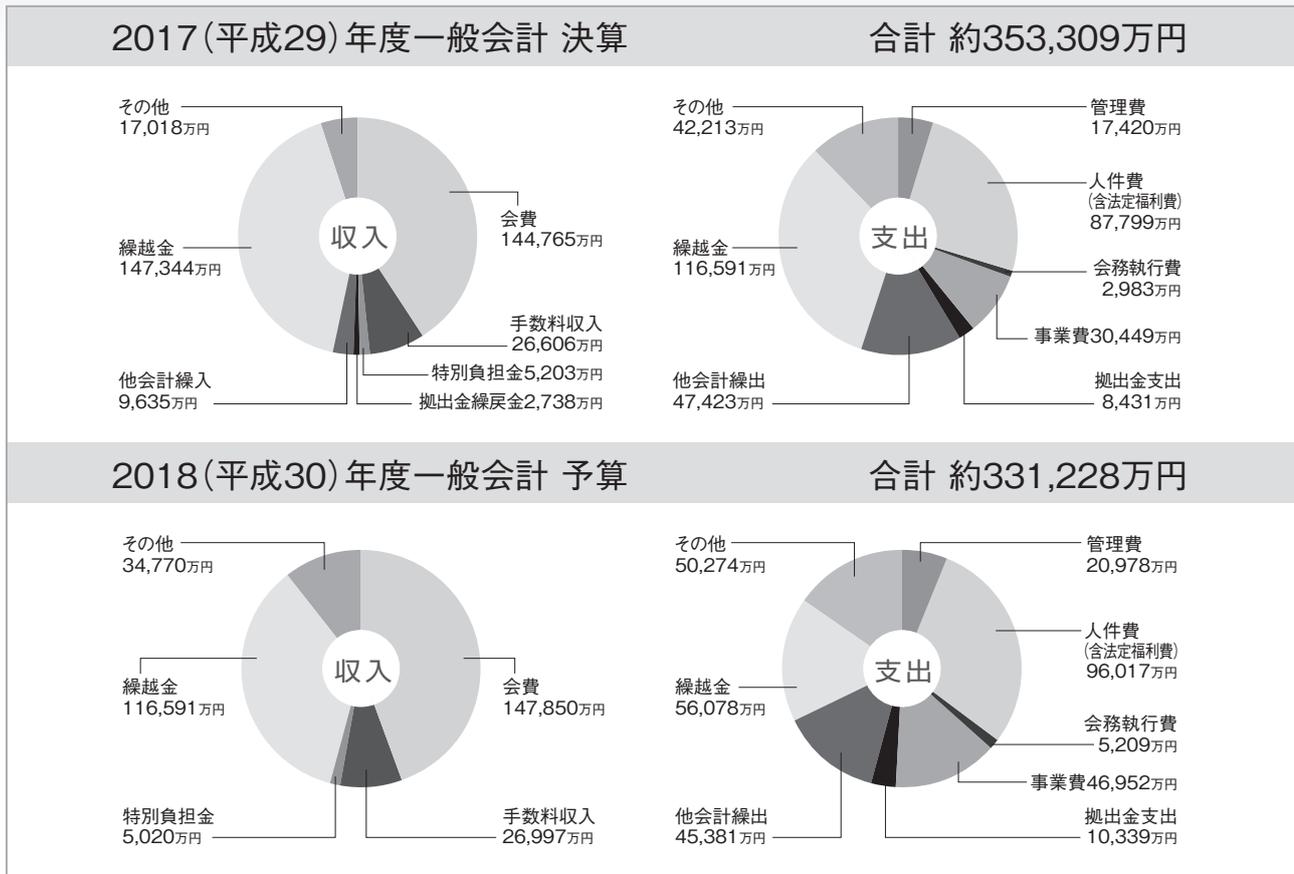
**第5号議案 東京弁護士会会計規則第24条但書に基づく科目間等の流用の承認の件**

**第6号議案 2019年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議の件**

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

第4号議案、2018年度一般会計・特別会計収支予算(案)について2018年度一般会計・特別会計収支予算書(案)に基づき審議の上決議を求めることが提案された。



第4号議案が可決されると、前年度の定期総会で承認された2018年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は失効し（東京弁護士会会計規則第21条第2項）、本予算内の収支として処理されることになる。

また、職員退職金については、若干余裕をもたせて予算を計上しているが、念のため、管理費の退職給付支出の計上額を超える支出が必要となった場合には、退職給付引当資産から必要な額を取り崩して支出することについても承認を求めることがあわせて提案された。

第5号議案に関し、東京弁護士会会計規則第24条の「ただし、総会の承認により、科目区分の大科目中において中科目間、小科目間及び中科目と小科目間での流用をすることができる」との規定に基づき、一般会計内の科目間の流用及び各特別会計においては、その会計内での流用を認めることについて承認を求めることが提案された。個々具体的な流用については、理事者会の承認を必要とするのが慣行であることがあわせて説明された。

第6号議案は、2019年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議を求める

ものであるが、暫定予算は、事務の煩雑さをなくすとともに経費を節約するために、予算書を作成していない。「2019年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は2018年度本予算額の12分の3とする」ことの決議を行うことが提案された。

審議においては、貸与制世代に対する会費減額幅の見通し、職員の給与手当額の増加、公設事務所の事業活動収入減少、事業活動収支の赤字額、弁護士会照会による収入に対する費用の割合といった事項に関する質問が出された。また、賛成意見としては、賛成はするが、成年後見人報酬に関連する納付金を一般会計に戻すための手続を整備するべきである、弁護士会照会手数料を見直すべきであるといったものがあり、反対意見として、公設事務所の共益費を当会が負担することは、公設事務所のあり方に関するプロジェクトチームの結論を待ってから行うべきであった、貸与制世代に対する救済を弁護士会が行っては制度批判にならないし、貸与制世代の弁護士がそもそもそのような救済を望んでいるのか、といったものがあった。

審議の結果、各議案について賛成多数で決議・承認された。

## 三田パブリック法律事務所を開設しました

弁護士法人三田パブリック法律事務所所長 三澤 英嗣 (48期)

2018年4月1日、弁護士法人渋谷パブリック法律事務所は、長らく活動の拠点でありました國學院大学法科大学院内の地を離れ、三田に拠点を移し、新しく弁護士法人三田パブリック法律事務所に名称を改め、出発することになりました。それに伴い、去る4月26日、慶應義塾大学内の施設をお借りして、リーガルクリニックシンポジウム及び三田パブリック法律事務所開設記念祝賀会が催されました。

前半のリーガルクリニックシンポジウムは、同大学東館ホールにて、午後5時から約1時間にわたって、行われました。会の内外を問わず100名ほどの参加者を得て、会場はほぼ満席となりました。

同シンポジウムでは、所長挨拶の後、当事務所メンバーである飯田康仁弁護士を司会とし、パネリストとして、当事務所のリーガルクリニックを受講した慶應義塾大学法科大学院修了生2名（現在は、弁護士、司法修習生）と、現役中央大学法科大学院生1名の方々を迎えて、リーガルクリニックを受講しようと思った動機、実際に担当した事件と実施内容、最終報告会等受講しての感想、現在のそれぞれの立場でどのような影響を受けたか等々、ご意見ご感想をいただきました。3人が担当した事件は、それぞれ民事事件、行政事件、刑事事件と異なってはいましたが、座学中心の法科大学院教育の中で実務に直接関与できることや、エクスターンシップと異なり担当した1つの事件に集中して取り組むことについて、積極的な意義を見いだしていました。その後、リーガルクリニックを実施している法科大学院として、中央大学法科大学院の宮下修一教授、慶應義塾大学法科大学

院の本郷亮教授から、それぞれ学生アンケートを踏まえたご報告とご意見をいただきました。本郷教授からは、慶應義塾大学法科大学院では今年度から単位科目とするのご報告があり、会場が盛り上がりました。

後半は、午後6時30分より、同じく慶應義塾大学三田キャンパスのカフェテリアに場所を移して、リーガルクリニックシンポジウムの懇親会及び当事務所の開設記念の祝賀会を、併せて開催いたしました。

祝賀会には、文部科学省、法科大学院、認証評価機関、弁護士会、公設事務所等各分野でご活躍の総勢100名を超える皆様にご出席いただきました。冒頭、安井規雄東京弁護士会会長から開会のご挨拶



開会挨拶をする安井当会会長

をいただき、大月光康文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室長、菊地裕太郎日本弁護士連合会会長のご挨拶、片山直也慶應義塾大学大学院法務研究科前委員長の乾杯のご発声の後、小木曾綾中央大学大学院法務研究科長、北居功慶應義塾大学大学院法務研究科委員長、新堂幸司日弁連法務研究財団名誉会長、宮川光治元最高裁判所判事、瀧上玲子東京弁護士会公設事務所運営特別委員会委員長から激励のご祝辞を頂戴しました。また、今年度の慶應中央合同リーガルクリニックに参加することとなりました青山学院大学法務研究科の藪口康夫法務研究科長からも、期待を込めたご挨拶を頂戴しました。

ご発言いただいた方以外にも会場から激励の声をかけていただき、短い時間ではありましたが、とても熱気あふれる祝賀会となりました。所員一同、大変光栄に感じると共に、東京弁護士会の公設事務所として、リーガルクリニックの質の向上及び発展に向かって精進することを改めて決意した日となりました。



シンポジウムの様子

## 我らチーム安井

### チーム安井結成

本年4月に安井会長をリーダーとするチーム安井が結成されて、早2ヶ月。温厚なチームリーダーの下、個性豊かな副会長達が伸び伸びと、また時には慣れぬ会務に戸惑いながら、仲良く仕事をしています。

今年の執行部は、会長が34期、副会長が43期、45期、46期、47期3名からなっており、副会長は比較的同じような年代が集まっています。そのためか、毎日のように降りかかってくる会の運営上の諸問題に関して、お互い遠慮することなく、率直に意見を交換できる雰囲気が出来上がっています。また、懇親会も時々していますが、ニコニコしている安井会長を囲んで、お酒を楽しく飲みながら、公私にわたる幅広い話題でいつも盛り上がっています。なお、懇親会での新たな発見ですが、実は会長はダジャレが大好きで、「メールが多くて気がメール」などのギャグを飛ばし、皆を和ませています。

### チーム安井の活動方針

チーム安井は、チーム正式結成前に何度か集まり、2018年度執行部としての活動方針を議論してまいりました。その結果、以下の三つを会務にあたっての大きな柱とすることに決めました。

- 弁護士の活動領域の拡大
- 若手会員へのサポート
- 三つの守る（「人権を守る」、「平和を守る」、「弁護士自治を守る」）

この中でも、弁護士の活動領域の拡大と若手会員へのサポートは、安井会長の選挙公約でもあり、本年度の予算編成にあたって、これらの三つの基本方針に基づき、メリハリのある予算配分になるよう、意を尽くしました。

### チーム安井が取り組むべき課題

チーム安井は、前述の活動方針を話し合う際に、大会が直面している課題や要改善項目を洗い出し、それに優先順位をつけ、さらに、当該課題の問題の所在の把握・検討、関係者の調整、実施にあたって必要となる手続きなどの面からみて、どのくらい時間がかかりそうかも勘案の上、本年度中にやり遂げたい事項、本年度

副会長 石黒 美幸 (43期)

#### 主な担当業務

資格審査、懲戒、綱紀、総会、総務、人事、入退会、常議員会、司法協議会、紛争解決センター、職員人事・労務関係、人権賞、災害対策、民事司法改革、国際、不服審査等



中の完了は無理として、中長期的に取り組むべき事項などを整理しました。

その結果、まずは、以下の大きな課題に重点的に取り組むこととしました。

#### ① 公設事務所改革

公設事務所の運営については、大会からの支援のあり方を含め、過去より色々な課題が指摘されてきましたが、今年2月に「公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム」が設置され、課題の解決に向けた検討・協議を進めています。チーム安井は、このプロジェクトチームからの報告を待ち、それをもとに公設事務所の今後の運営に関する提案を会員の皆様に行いたいと考えています。

#### ② 谷間世代の支援

65期から70期のいわゆる谷間世代の支援については、日弁連でも大いに議論されているところですが、大会も何らかの形で支援したいと考えており、現在具体的に何ができるかを検討中です。検討結果をもとに関係者との調整を行った上で、会員の皆様に具体的な支援をご提案できるよう、鋭意努力します。

#### ③ 事務局の業務効率化（生産性向上）

大会の活動は、委員会等を通じた会員の皆様の活動に大きく依存していますが、それを陰で支えているのが大会の事務局職員です。大会の活動の拡大とともに、職員の稼働時間も右肩上がりに増えていますが、職員のワークライフバランスを保ち、職員が健康に楽しく社会生活を送れるよう、配慮する義務が我々にはあります。また、会員の皆様にとっても、職員の残業時間の増加は人件費の増大に直結することから、大会財政の健全化を目指す上でも、職員の稼働を適正なものにすることには大きな意味があります。この観点から、チーム安井は、事務局の業務の効率化（生産性向上）に取り組むことにしました。生産性を向上させることにより、職員の稼働時間を減らし、職員も会員もハッピーとなることを目指したいと思います。なお、この課題の解決には時間がかかることから、まずはできるところから着手し、今後、中期計画を策定し、ロードマップを明確にしたうえで、次年度以降も引き継げる形に進めたいと思っています。

# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第80回 四会憲法記念行事シンポ 「憲法改正と国民投票 私たちの責任を考える」開催される

憲法問題対策センター副委員長 山内 一浩 (44 期)

5月12日、恒例の四会憲法記念行事の一環として標記シンポジウムが開催された。自衛隊を憲法に明文で規定することをはじめとする憲法改正論議が憲法施行後初めて現実味を帯びてきている情勢の中で、極めて時宜を得たシンポジウムとなった。当日は、一般市民を中心に400人を超える多くの参加があった。

第1部では、「憲法改正と国民投票～主権者の一人として考える」と題して、憲法学者の愛敬浩二名古屋大学大学院法学研究科教授が基調講演を行った。愛敬教授は、まずイギリスのEU離脱レファレンダム(国民投票)の実態を報告され、その教訓として多様な価値観がある中で持続性のある基本政策を二者択一で問うことの危険性を強調された。そのうえで、「憲法改正 賛成か反対か」ではなく、改憲提案については提案者が個別条項ごとにその具体的必要性や改憲による効果等についてきちんと説明すべきであり、国民は冷静に吟味した上で投票する必要があることを述べられた。また自衛隊明記論者が「政府解釈を1ミリも動かさない」と説明していることについて大いに疑問があることを解明され、警鐘を鳴らした。

第2部では、日弁連憲法問題対策本部が昨年実施した「日本国憲法施行70年記念憲法ポスター展」応募全作品が、ナレーション付きの映像で紹介された。いずれも現行憲法に対する想いが込められた力作で、参加者に感銘を与えた。

第3部では、「憲法改正と国民投票 私たちの責任を考える」と題して愛敬教授、ノンフィクション作家の本間龍氏、そして伊藤真会員(日弁連憲法問題対策本部副本部長)によるパネルディスカッションが行われた。

パネルディスカッションでは、まず現在自民党が提示している憲法改正案に関する討論がなされ、伊藤会員からは、「後法は前法を破る」の法原則からすれば

9条1項2項が残っても追加された9条の2が優先され、9条が書き替えられたのと同じことになること、現在提示されている「わが国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な措置」という曖昧な要件が無制限に拡大解釈される危険性があり、自衛隊が憲法上の根拠を持つことで「国防」の名目で市民の自由が抑圧され、社会の空気が変わる危険性も含めて市民生活に重大な影響が生じることが強調された。

次に、国民投票制度に関する討論では、伊藤会員から国民投票法の問題点として、特に最低投票率の定めがなく投票権者の一部の賛成で憲法改正がなされ改正の正当性に疑義が生じかねないこと、「過半数」の基礎票は反改正の意味も含む無効票なども加えた投票総数とすべきことなどの問題点が指摘された。

次に本間氏は、国民投票法が定めるテレビ・ラジオ等のマスコミを使った有料広告にほとんど規制がない問題点を指摘し、政権与党・自民党と緊密な関係にある大手広告代理店がテレビ等の放映枠を握っている現状をリアルに紹介された。そして、そのような現状では、莫大な放映費用を賄える資金力を持つ政党・団体等が改憲スケジュールを主導しつつ独占したテレビ等の放映枠を「活用」し、それによって憲法改正案への賛成広告と反対広告との間で圧倒的な格差(「竹槍」vs「B29」と表現された)が生じ、国民の投票行動が大きく歪められる危険があることを、強く指摘された。この本間氏の報告は、参加者に衝撃をもって受け止められた。伊藤会員ともども、実質的な公平を確保するための有料意見広告に対する規制、国民投票法の改正が必要なが訴えられた。

全体として極めて多くの示唆に富む有意義なシンポジウムであった。本稿ではそのごく一部しか紹介できないが、読者諸氏には各パネラーの著書等を参照されることを希望する。

平成30年3月14日開催 東京家庭裁判所委員会

## 「最近の少年非行の特徴と家庭裁判所が行う教育的措置」

東京家庭裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 大竹 寿幸 (57期)

1 平成29年度第3回のテーマは「最近の少年非行の特徴と家庭裁判所が行う教育的措置」でした。少年非行の態様が増えているため、家庭裁判所による教育的措置にも工夫が必要との問題意識のもとづく内容でした。

2 冒頭、少年事件の「少年審判手続きの流れ」が説明され、つづいて統計資料にもとづき、最近の少年非行の特徴が説明されました。

一般保護事件（道交法保護事件を除いたもの）の非行別新受件数について昭和62年と平成29年を比較すると、どちらの年も窃盗、遺失物横領、業務上過失致死傷、傷害・暴行が上位を占めるが、昭和62年では傷害・暴行に次いで毒物・劇物取締法違反（シンナー）（4.8%）、恐喝（2.1%）、暴力行為等処罰法違反（1.1%）の順なのに対し、平成29年では傷害・暴行の次は詐欺（5.1%）でした。これは特殊詐欺の増加の影響です。その他、自画撮り画像のネットへの流出などのわいせつ事案の増加（0.2%→1.4%）、麻薬・向精神薬・大麻取締法違反の増加（0.1%→1.1%）などが特徴的でした。

年齢別（ただし終局処分）で見ると、総数は年少者（14～15歳）の非行が中間者（16～17歳）、年長者（18～19歳）よりも少なくなっているが、年少者のわいせつ事案件数は増加し他の年齢層を上回っていること、詐欺は中間（16～17歳）と年長（18～19歳）の件数が大きく増加していることが特徴的でした。

3 続いて、最近の少年事件の特徴が現れている模擬事例を題材に、調査官による寸劇「ある日の調査官室～今どきの少年非行って？～」が披露されました。先輩調査官から担当事件を振られた後輩調査官の感想として最近の少年事件の特徴が次のように語られました。昔は自己アピールのために車や

バイクを盗んだり、金髪にしたりする反抗的の少年が多かったが、最近の少年は表向き素直で従順な少年が多いこと、厳しい上下関係を避ける傾向にあり、車よりもネットやゲームに興味に移っていること、このような人間関係の変化、意識・行動の変化が非行態様に反映しているとのことでした。また、1人で行う性非行やSNS上の非行が増加しており周囲から把握しづらいこと、被虐待経験や家庭の機能不全が背景にあることが多いことも最近の特徴だそうです。

4 家庭裁判所による教育的措置については、従来の体験学習型（清掃等の社会奉仕活動）、グループワーク型（親子合宿、保護者の会）、知識付与型（法令、被害を考える教室、保健指導）、就労・学習支援型の4類型に加え、面接型の説明がありました。その中で自己理解のための認知行動療法が印象に残りました。それは模擬事例における措置としても実施され、少年が非行に及ぶサイクル図を自ら作成することで、自分は対人関係が苦手で、そのストレスが非行の原因になっていると自己理解を深め、対策を考えさせたことで効果が上がったという説明がありました。他にも様々な教育的措置を実施しているとのことですが、すべてを紹介しきれないのが残念です。

5 市民委員から付添人の役割について質問がなされ、裁判所が、生活環境の調整など調査官にはできない部分がありますので、調査官と協力しながら少年の更生を図るのが弁護士付添人ですと紹介したのも印象に残りました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

# もっと知ろうよ！オキナワ！

## 第16回 日米地位協定に基づく公務外の事件等の被害者への補償制度の実態と課題～沖縄県うるま市女性殺害事件を通して考える～

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 委員 川上 詩朗 (48期)

### はじめに

2016年4月28日午後10時ころ、沖縄県うるま市において、ウォーキング中の女性（20歳）が、何者かに殴る、首を絞める、刃物で刺す等の暴行を受け殺害されるという事件が起きた。この事件の被告人S（当時32歳）は、米国籍を有し、米空軍の嘉手納基地内のインターネット関連会社の社員として勤務していた。

Sは死体遺棄罪・殺人罪・強姦致死罪の容疑で那覇地裁に起訴され、2017年12月、無期懲役の判決を受けたが、その後控訴し、現在福岡高裁那覇支部で審理されている。

他方、被害者の遺族は、損害賠償命令制度を利用して、Sに対して、損害賠償の決定を得た。しかし、Sに支払能力がないことから、2018年3月、日米地位協定18条6項（以下、引用する条文は日米地位協定の条文を指す）に基づき、沖縄防衛局を通じて米国側に補償金を請求した。これに対して、米国は、Sは18条6項の「被用者」に該当しないとして、補償金の支払いを拒否する旨回答したと報じられている（2018年3月17日琉球新報他）。

これに対して、Sは「軍属」（1条（b））であることから、軍属としての「特権は確保しつつ、補償支払いの責任を果たそうとしない今回の補償拒否問題は、米政府が責任を取らない人物まで特権を与えているという日米地位協定の構造的欠陥を改めて浮き彫りにした」と批判されている（「米軍属に暴行殺害された市民女性に対する遺族補償を日米両政府に求める決議」2018年3月28日名護市議会）。

### 公務外の事件等の被害者への補償制度

「合衆国軍隊の構成員」（軍人など）もしくは「被用者」（以下「構成員等」という）の不法行為が公務外で行われた場合、被害者は構成員等に対して損害賠償を請求することになる。しかし、米軍兵士などの日本駐留は一時的であり、随時国外に移動する立場にあるし、日本に十分な資産を持っていない場合が多いため、実際には被害者救済が十分に実現できない状況にある。

そこで、日米地位協定により、米国政府が補償金の額を決定し、被害者側に対して示談書を提示した上で、その同意を得て支払うという仕組みを設けた（18条6項）。

また、1995年（平成7年）に沖縄で起きた米兵による少女暴行事件をきっかけに設置された日米特別行動委員会（SACO）が1996年（平成8年）12月8日にまとめた最終報告（SACO合意）には、日米地位協定18条6項の運用改善の一つとして、米国政府による補償金が裁判所の確定判決の額に満たない場合、日本政府がその差額を支払う仕組みが盛り込まれた（SACO見舞金）。

これにより、被害者は、裁判所の確定判決があり、かつ、米国政府から補償金が支払われた場合において、それが確定判決の額に満たないときには、日本政府からその差額が支払われることになった。

### 公務外の事件等の被害者への補償制度の実態

このように、公務外の不法行為による被害回復の

ための制度は整えられているように見えるが、その実態は、被害回復からほど遠い現状にある。

SACO合意が発表された1996年度（平成8年度）から2016年（平成28年）9月までの約20年間における米国の軍人・軍属（以下「米兵等」という）による公務外の事件等の発生件数は、1万9555件である。これに対し、SACO見舞金の支給件数及び支給額は、13件、約4億2800万円にとどまっている（2016年11月25日第192回国会衆議院安全保障委員会議事録参照）。

また、確定判決額が7509万円であるのに対して、米国の補償金は1340万円、日本の負担金は6169万円という米軍関係者による交通死亡事故の例に見られるように（前掲議事録参照）、確定判決と米国の補償金額との差が大きい。しかも、米国の補償金額の算定基準が日本側に示されていないため、補償金額は米国政府の言いなりである。

さらに、米国政府との間で取り交わす示談書には、米国政府以外に、日本政府及び加害兵士の免責条項が書かれていた。米兵犯罪に巻き込まれ、家族を失った遺族の心情に照らせば、加害兵士の免責を求めることは堪えられないことではないだろうか。

この点、2006年1月に横須賀で米兵に妻を殺害された山崎政則氏（以下「山崎氏」という）は、米国政府の示談書に日本政府や加害兵士の免責条項が書かれていることの削除を求めて長年交渉してきた。その取り組みもあり、日本政府の免責条項は削除されるに至ったが、加害兵士の免責条項は現在も削除されていない。

なお、山崎氏は、必ずしも納得できないものの、2017年11月、米国政府との示談書を受け入れ、

SACO見舞金の申請を行った。山崎氏の場合も、確定判決の賠償額は約6500万円であるのに対して、米国政府の補償金は約2800万円にとどまっている。また、SACO見舞金には遅延損害金が含まれていないなど課題が残されている。

## 公務外の事件等の被害者への補償制度の課題

このように、公務外の事件等の被害者への補償制度があるとしても、被害者の圧倒的多数が泣き寝入りをしている現状は改善されておらず、多くの課題が残されているが、今回のうるま市の事件は、さらに新たな問題が加わった。

米国政府は、加害者が米軍に直接雇用されておらず、米軍に関連する民間会社に雇用されている場合「被用者」には該当しない（18条6項）とするが、加害者は「軍属」として特権が認められながら（17条3項など）、他方で補償金を受け取ることができないというのは公平性を欠くのではないか。しかも、SACO見舞金の支給は米国政府との示談の成立が要件であるため、SACO見舞金も受け取ることができないことになる。

うるま市の事件に見られるように、日米地位協定は、多くの構造的欠陥を抱えており、それは沖縄だけの問題ではない。日米地位協定を改定し、問題の抜本的解決を図るために、当会としても積極的な取り組みが求められている。

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

## 第64回 最高裁判所第一小法廷平成30年2月15日判決

(イビデン事件/裁判所時報1694号79頁)

名古屋高裁平成28年7月20日判決(労働判例1157号63頁,原審)

岐阜地裁平成27年8月18日判決(労働判例1157号74頁,第一審)

子会社の法令遵守等について相談窓口を設けていた親会社の、子会社従業員からの相談に対応する信義則上の義務がないとされた事例

労働法制特別委員会委員 大石 遼 (68期)



## 1 事案の概要

Y2・Y3は、Y4の子会社である。Xは、平成20年11月頃より、Y3の契約社員として、Y4の事業場で、Y2がY3に発注した業務に従事していたが、Y2の従業員であるY1から平成22年9月頃～平成23年1月頃の間、セクハラを受けたとして、Y1～Y4を相手取り、不法行為責任等に基づき損害賠償請求を求めた。Y4は、グループ会社全体の業務等の適正を確保するための体制整備の一環として、グループ会社の事業場内で就労する者が法令等の遵守に関する事項を相談する窓口（以下、「本件相談窓口」という）を設け、その利用を促していた。

裁判所の認定事実によれば、Xは平成21年9月頃までにY1とメールアドレスの交換や、複数人で食事に行くなど、親しい間柄になったが、次第に疎遠になり、平成22年7月末頃までにY1に対して関係を解消したい旨の手紙を手渡した。

ところが、Y1はXとの交際を諦めきれず、平成22年8月以降も、就労中のXに近づき繰り返し交際を求めたり、Xの自宅に押し掛ける等した（以下、「本件行為1」という）。

平成22年9月に入ってから、Xは複数の上司にY1の問題行為を注意するよう求めたが、十分な対応がなされないことから、同年10月12日、Y3を退社した。そして、同月18日以降、派遣会社を介してY4の別の事業場内で業務に従事した。

Y1は、XがY3を退社した平成22年10月12日から同月下旬までの間、及び平成23年1月頃にもXの自宅付近において数回Y1の自動車を停車させるなどした（以下、「本件行為2」という）。

Xから本件行為2の話を聞いたBは、平成23年10月、XのためにY4の本件相談窓口に対し、本件行為2に

ついての事実確認を行ってほしい旨の申出（以下、「本件申出」という）を行った。Y4は、本件申出を受け、Y1その他の関係者の聞き取り調査を行うなどをしたが、Y2から本件申出にかかわる事実は存在しない旨の報告等があったこと等を踏まえ、Xに対する事実確認は行わず、同年11月にBに対し、本件申出に係る事実は確認できなかった旨を伝えた。

この報告を受けXはY1～Y4を相手として本訴を提起したところ、1審は、Y1の問題行為の存在を否定してすべての請求を棄却したが、控訴審は、Y1の問題行為を認定し、Y2、Y3とともに、Y4についても、損害賠償義務を認めた（一部認容判決）ため、Y4のみが上告した。

## 2 裁判所の判断

最高裁は、Y4の責任について以下のとおり判示し、Y4の責任を認めた原判決を破棄した。

(1) Y4は、Xに対し指揮監督権を行使する立場にあったとか、Xから実質的に労務の提供を受ける関係にあったとみるべき事情はない。また、Y4において整備した本件法令遵守体制の仕組みの具体的内容が、Y3が使用者として負うべき雇用契約上の付随義務をY4自らが履行し又はY4の直接間接の指揮監督の下でY3に履行させるものであったとみるべき事情はうかがわれない。

以上によれば、Y3が付随義務に基づく対応を怠ったことのみをもって、Y4のXに対する信義則上の義務違反があったものとすることはできない。

(2) ア もっとも、Y4は、本件当時、法令遵守体制の一環として、本件相談窓口を設け、本件相談窓口制度を周知してその利用を促し、現に本件相談窓口における相談への対応を行っ

ていた。こうしたシステムの構築は、本件相談窓口に対し相談の申出をすれば、Y4は、相応の対応をするよう努めることが想定されていたものといえ、上記申出の具体的状況いかんによっては、当該申出をした者に対し、当該申出を受け、体制として整備された仕組みの内容、当該申出に係る相談の内容等に応じて適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合があると解される。

イ Y4は、本件行為1につき、本件相談窓口に対する相談の申出をしていないXとの関係において、上記アの義務を負うものではない。

ウ また、Y4は、平成23年10月、本件相談窓口において、Bから本件申出を受け、Y2及びY3にY1その他の関係者の聞き取り調査を行わせるなどしたものである。本件申出は、Y4に対し、Xに対する事実確認等の対応を求めるといふものであったが、本件法令遵守体制の仕組みの具体的内容が、Y4において本件相談窓口に対する相談の申出をした者の求める対応をすべきとするものであったとしようかがわれない。本件申出に係る相談の内容も、Xが退職した後にY4グループ会社の事業場外で行われた行為に関するものであり、Y1の職務執行に直接関係するものとはうかがわれない。しかも、本件申出の当時、Xは、既にY1と同じ職場では就労しておらず、本件行為2が行われてから8箇月以上経過していた。

したがって、Y4において本件申出の際に求められたXに対する事実確認等の対応をしなかったことをもって、Y4のXに対する損害賠償責任を生じさせることとなる上記アの義務違反があったものとするとはできない。

### 3 本判決の検討

(1) 本判決は、グループ会社として、本件相談窓口を設置している会社において、子会社従業員から内部統制に係る申出があった場合に、親会社がどの程度まで対応しなければ付随義務違反となり、損害賠償責任を負うことになるのか、という判断を示したものである。

(2) この点三菱重工事件(最判平成3年4月11日判決・判タ759号95頁)は元請企業と下請企業の従業員について「特別な社会的接触関係」が存在する、とした上で「信義則上」元請企業に対して下請企業の従業員についての安全配慮義務違反を肯定している。

本判決はグループ企業内においては、原則として子会社従業員に対し、親会社が直接の指揮監督を行うことができる立場にないことを根拠に、当該子会社が従業員に対する対応を誤ったことについて、親会社の付随義務違反は認められない、としたものの、本件においては、本件相談窓口が設置されている場合については、具体的状況によっては信義則上、付随義務を負う場合があることを肯定した。

(3) 本判決はグループ会社において相談窓口を設置している親会社と子会社従業員の関係において、上記三菱重工事件判決が示す、「特別な社会的接触関係」の規範を定立しているものと理解することも可能であり、コンプライアンス体制を充実するため、相談・通報窓口を設置した使用者にどこまでの職場環境配慮義務が求められるかの事例判断として参考となる事案である。

# 東と弁往來

## 第58回 磐田リベルラ法律事務所



静岡県弁護士会会員 妹尾 圭持 (64期)

2011年12月 弁護士登録、埼玉弁護士会入会  
2013年 3月 東京弁護士会に登録換え  
2014年 5月 静岡県弁護士会に登録換え、現在に至る

磐田リベルラ法律事務所  
(静岡県磐田市)

### 1. はじめに

私は、2011年12月に出身地の埼玉弁護士会に弁護士登録しました。その後、外国人事件に取り組みたいとの思いから、2013年3月に東京弁護士会に登録換えし、東京パブリック法律事務所三田支所において約1年間の養成を受け、先輩方の指導の下、外国人が当事者となる入管事件、渉外家事事件、労働事件等の様々な事件を担当させて頂きました。そして、外国人の人口が多く、当時はまだ市内に弁護士事務所がなかった静岡県磐田市において、日弁連による偏在対応弁護士独立開業支援を受けて、2014年5月に磐田リベルラ法律事務所を開設しました。なお、事務所名の「リベルラ」は、磐田市のシンボルである蜻蛉(とんぼ)のポルトガル語に由来しています。

事務所開設準備の段階から、多くの弁護士の方々から定期的に助言をして頂き、とても恵まれた環境で準備を進めることができました。この場をお借りして、あらためてお礼申し上げます。事務所開設の初期費用としては内装費用が高くなりやすいため、部屋が分かれている物件が良いとのアドバイスを頂いたこともあり、事務所用の建物として、一軒家を借りています。キッチンとリビングの部屋を執務スペースにして、その他の部屋を相談室として使用しています。

### 2. 磐田市について

磐田市の人口は約17万人です。そのうち、外国人の人口は約7300人です。事務所を開設した4年前は、

外国人の人口が6000人弱でしたので、現在は増加の傾向が見られます。ブラジル人が約4200人で半分以上を占めており、その次に多いのがフィリピン人で約1000人です。やはりブラジル人が多く居住しているため、例えば、磐田市のゴミ袋にはポルトガル語が併記されていたり、市役所や病院などにポルトガル語の通訳が常駐しているところもあります。



しっぺい  
(磐田市イメージキャラクター)

赴任した当初は、ポルトガル語で対応できるようになりたいと思い、辞書や勉強用のテキストを買い込み、語学教室に通ったりして、ポルトガル語の勉強をしていましたが、段々と忙しくなってきてからは中断してしまいました。そのため、ブラジル人の

依頼者とは、通訳を通してやり取りをすることが多いのですが、直接、ポルトガル語での簡単なメールのやり取りをしていたこともあります。

磐田といえは、ジュビロ磐田の印象が強かったのですが、サッカーだけではなく、私が赴任してからも、ラグビーや卓球などで注目されることがあり、スポーツがとても盛んです

現在、磐田市内には、弁護士の事務所が2つあります。また、ヤマハ発動機のインハウスとして所属している弁護士もいます。

地方に共通していると思いますが、やはり車社会で

あるため、車がないと不便です。刑事事件の接見の際、遠くの警察署までは車で片道1時間近く掛かることもあります。電車やバスで移動すると、さらに時間が掛かってしまいます。私は、赴任当初、ペーパードライバーだったため、なるべく電車やバスで移動していましたが、車の運転に慣れてからは、徒歩10分程度でも車で移動するようになり、すっかり運動不足になってしまいました。

### 3. 事件内容等

外国人事件に力を入れたいと考えていたため、事務所を開設した際に、事務所のチラシを作成して、近隣の市役所の外国人相談窓口、国際交流協会、外国料理のレストランなどを訪問して、チラシを置かせてもらいました。その後、担当した事件で通訳をして頂いた方からも、他の事件を紹介して頂くようになり、定期的に外国人事件を担当しています。現在、担当している事件のうち、約3割は外国人事件です。離婚、面会交流、養育費などの家事事件の他、債務整理や交通事故などを担当しています。なお、浜松には名古屋入管の支局があり、在留資格の変更や更新手続は浜松で行うことができますが、退去強制手続や難民認定申請などは浜松では行うことができず、名古屋で行われることとなります。また、入管の収容施設が静岡にはないこともあり、退去強制手続などの相談件数は少ない印象です。私は、こちらに赴任してから、在留資格については6件、退去強制手続は1件、難民事件は3件担当しました。

国選などの刑事事件については、平均すると月1件以上は受任しています。裁判員裁判も2件担当しました。



磐田駅



ヤマハスタジアム

そのうち1件は、たまたま外国人の方の事件でした。

静岡県西部では、外国人の割合が多いため、外国人事件に力を入れているという訳ではなくても、弁護士会や市役所での法律相談、刑事の当番弁護などで、外国人が当事者となる事件に関わることが、他の地域よりも多いと思います。離婚や交通事故などでは、相手方が外国人となるケースも多々あります。

### 4. その他の活動等

毎年、磐田国際交流協会主催の「いわた国際ナショナルフォーラム」に参加させてもらい、外国人のための法律相談のブースを出しています。当日に相談される方は多くありませんが、事務所の存在を知って頂く機会になると思い、毎年参加させてもらっています。

また、今年の2月には、磐田国際交流協会が主催している日本語学校の支援者向けの研修プログラムの一環として、外国人の法律問題に関する講義を担当しました。DV事案における離婚の手続や離婚後の在留資格の問題等について説明しました。今後も定期的に行われる予定のため、このような機会を通じて、磐田市内の外国人の方々の法律問題の解決に少しでも役立てたらと考えています。

### 5. おわりに

赴任前は、今まで全く縁がなかった地域で事務所を開設することになり、知り合いもほとんどいなかったため、不安に思うこともありましたが、担当事件に取り組んでいるうちに、あっという間に時間が経っていきました。今後も、外国人事件に積極的に取り組み、地域の方々の役に立てるように尽力していきたいと思っています。

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

42期(1988/昭和63年)

## お世話になりっぱなしの修習

会員 神谷 晋 (42期)

私の修習(42期)は、昭和63年4月から2年間で、昭和から平成に変わったときでした。

当時は、修習の頭と終わりの約4か月間が、旧岩崎邸庭園内での研修所での一斉修習で、その間の1年4か月が地方修習でした。私は、福岡に他の25名の同期の修習生とともに配属されました。

4月初めに実務修習地でのあいさつのために初めて九州の地に足を踏み入れたとき、空の青さと、経度の関係で、日没が遅いことから、明るい町という印象を持ちました。その印象は、実務修習についてからも、変わりませんでした。

福岡での実務修習は、3班に分かれ、4か月ずつの4期間のうち第3期間までを、民事及び刑事の裁判修習と検察修習を1期間ずつ受け、最後の4か月は、弁護修習として、福岡市内の法律事務所に一人ずつ配属されました。

民事裁判修習の配属部の新任の裁判官が、私の司法試験受験生仲間であり、昼間の修習だけではなく、アフターファイブの修習でも大変お世話になりました。法曹家として先に一步踏み出した彼の気構えには感心させられました。

法廷では裁判官の隣で立ち会わせていただきました。

刑事裁判では、部内での合議にも同席させていただいたり、部長の方による勉強会にも参加させていただいたりしました。

裁判所では、裁判所内での飲み会、それから店に移っての飲み会にも誘っていただきました。

検察では、取調べ修習など貴重な研修に思い出深いものがありました。

修習生の大半は、福岡出身または大学が福岡の方でしたが、いろいろお世話になりまして、助けられました。

弁護修習では、那覇地方裁判所沖縄支部の民事事件

の起案をやらせてもらい、そのために期日に同裁判所への出張に同行させていただき、初めて沖縄の地に足を踏み入れることができました。

また、福岡での生活は、私にとっては、東京以外かつ一人という点で初めてのことでありました。

東京に比べて、生活のための物価が低く、また、食事もおいしく、同期の福岡出身の修習生が、東京の魚を見て「死んでいる」と言っていた意味を実感しました。

毎晩のように飲み会の誘いがあり、ごちそうになることも多く、また、自腹の時でもそれほどかかりませんでした。飲み会の締めは、博多の長浜に行って、屋台のラーメンを食べるといのがお決まりでした。そんな生活を送りましたためか、10キロ近く体重が増えました。

修習2年目の平成元年度は、ダイエーホークス(現ソフトバンクホークス)の、初めてのシーズンでもあり、ホークスは、旧西鉄ライオンズファンの方々にも温かい目で迎えられていました。裁判所の隣に当時ありました平和台球場で、裁判修習の後に焼きちくわを食しながら観戦したのもいい思い出となりました。

私と異なり、他の修習生の方は、遊びだけではなく、進路に向かって強い目的意識をもたれて、よく勉強、研鑽されていました。

地方修習でも一斉修習でも、実務家の方々、修習生仲間、そのほかの多くの方に感謝し尽くせぬご厚意を賜りました。私にとって、素晴らしい2年間でありました。

二回試験は、おそらく一人不合格者をだすより、全員合格させた方がよいという研修上の都合から、合格させていただいたものと今でも思っております。

このように、私の修習時代は、多くの方にお世話になりながら、いまだにまったくお返しできていないものであります。



会員 吉田 名穂子

## 私の仕事の値段

### 1 講演会の報酬という問題

弁護士登録してから2ヶ月が経った頃、ある団体から「講演会で講師をしてほしい」という依頼があった。その団体が扱う分野に関する法律について、会員に向けて解説してほしいとのことだった。

私はかねてから情報発信することに興味があったため、この依頼を快諾した。

しかし、この依頼には重大な問題が隠れていた。

それは、「講演会の講師業務の報酬をいくらにするのか」という問題である。

依頼段階で報酬は決まっておらず、団体側から「先生の思う報酬を提示してください」と言われていた。

もちろん、弊事務所の報酬規程や日弁連の旧報酬規程には、講演会の報酬など載っていない。

私は困ってしまった。あまりに低額だと、資料作成等の事前準備時間を考慮すれば、採算がとれなくなるおそれがある。反対に、あまりに高額だと、団体側も難色を示して、最悪の場合には依頼自体を断られるかもしれない。

そもそも、弁護士になって2ヶ月しか経っていない私に、そのような高額に見合う講演ができるのだろうか……と弱気になった。一方で、1人のプロフェッショナルとして依頼されたのだから、それ相応の報酬をもらうべきなのかもしれない……とあれこれ考えて悩んだ。

弊事務所の所長弁護士や先輩弁護士、クラス別研修のクラス担任・副担任の当会会員からもアドバイスをいただいたものの、やはりその後も数日間悩み続けた。

結局、散々迷いながらもなんとか報酬を決め、団体側に恐る恐る提示した。

### 2 なぜ報酬が決められなかったのか

報酬とは、「自分の仕事の値段」である。「仕事の値段」とは、依頼者をいかに満足させられるかを反映していると思う。

たとえば、講演会の講師をする場合、話す内容が正確かつ有益であれば依頼者を満足させられるのは当然だが、聴衆を惹きつける話し方をしたり、わかりやすい資料を配布したりすれば、依頼者をより一層満足させることができる。

振り返ると、この報酬問題に悩んでいた当時の私は、依頼者を満足させる自信を圧倒的に欠いていた。

毎日の業務で「私では、この依頼者を満足させられないのではないか」「他の弁護士なら、この依頼者をもっと満足させてあげられるのではないかと落ち込んでしまうこともあった。

そのような依頼者を満足させる自信の無さ故に、今回の講演会の報酬も悩んでしまっただけでなかなか決められなかったのではないかと気付いた。

### 3 これからの「私の仕事の値段」

今回の報酬問題に直面して悩み考えたことで、自分自身の自信の無さを痛感した。

そこで、この一件以来、依頼者を満足させる自信をつけるための行動を続けている。

たとえば、毎日の経験や学習した条文・判例、先輩弁護士から起案で指摘されたこと等をノートに記録している（ノートといっても紙媒体ではなくクラウド上に記録している。スマートフォンと連携すれば外出先でも確認でき、非常に便利である）。一度経験した事件類型に再び出会った時にこの記録を振り返ることで、以前よりは臆することなく対応できるようになった。

また、当会のクラス別研修も、自信をつけるための絶好の機会として活用させてもらっている。頻出事件類型をテーマにした研修を受け、実務的スキルが涵養された。そのおかげで未経験の事件類型に出会った時にも、的外れな初動対応をすることが少なくなった。

これらの行動の成果なのか、弁護士登録から約半年経った本原稿執筆時には、講演会の依頼を受けた当時に比べて、少しは自信を持って仕事ができている気がする。

いきなりあらゆる仕事を自信満々にこなすのは無理があるので、日々の業務や研修、委員会活動等といった小さな行動を一つ一つ積み重ね、少しずつ自信をつけていきたい。

\* \* \*

後日談ではあるが、結局この講演会の依頼自体が、諸事情により白紙となった。しかし、団体側からは既に「来年度の講演会は、先生に是非お願いしたい」という話をいただいている。

来年再び依頼を受けた時こそは、迷いなく「私の仕事の値段」を決められるようになっていたい。

## 『裁判実務フロンティア 家事事件手続』

矢尾和子, 大坪和敏 編  
秋山里絵, 木下真由美, 倉持政勝, 国分貴之, 本多智子, 町田健一 著  
有斐閣 3,300円(本体)

### 家事事件の実務について理解を深める良書

会員 小寺 瑛子 (65期)



#### 1 本書について

本書は、平成25年の家事事件手続法施行後の新たな実務に関し、4つの架空のエピソードの中で各種手続の主張立証のポイント等について詳細な解説を行った書籍です。

本書は、家事事件手続法施行当時に東京家裁に在籍されていた3名の裁判官と、家事調停官や弁護士会の委員会等のメンバーとして家事事件の運用に関わってきた5名の弁護士により、議論を重ねた上で執筆されました。編者は、2018年6月現在、東京地方裁判所所長代行（東京簡易裁判所司法行政事務掌理者）を務める矢尾和子裁判官と、2017年3月まで司法研修所の教官（民事弁護）を務めるなど、幅広く活躍されている大坪和敏会員です。

本書のエピソードの前半2つは離婚の事例であり、後半2つは相続の事例です。いずれも弁護士として扱うことが多い種類の事件が取り上げられています。相続に関する事例の中では、成年後見の申立てや遺言書の作成といった、紛争を予防する見地から必要となる実務についても解説されている点が特徴の一つです。

#### 2 本書の感想等

##### (1) 臨場感のある物語部分

本書のエピソードは、物語部分、解説部分、及びコラム部分で構成されています。

各エピソードでは、初回の相談から事件解決まで最大で14ものシーンを設け、時系列に沿って、各当事者又は裁判所の立場でストーリーが展開されます。そして各シーンで登場する当事者の言い分等は、非常によく練られており臨場感があります。

特に、依頼者との打ち合わせや調停期日における対話

形式でのやりとりの場面では、代理人としてどのような方針を立てるか、相手方からどのような反論が想定されるかを考え、調停委員がどのように手続を進めさせるかを予想するなどして、最後まで関心をもちながら読み進めることができました。

また、本書では、裁判官と調停委員との評議の内容や手続選別（インテーク）の運用等も対象とされており、通常の弁護士業務では触れる機会が少ない裁判所の実務について理解を深められる点が大きな魅力です。

##### (2) 充実した解説等

解説部分では、実務上重要な点がポイントとして明記されるだけでなく、前提として整理すべき知識が表にまとめられ、資料の収集方法についても解説がなされる等、読者が実際に案件を進める上で必要な知識を身に着けることができるように工夫がなされています。また、本書には各エピソードの事実を基に作成されたモデル書面（書式）が豊富に掲載されており、参考になります。

コラム部分では、実務上の応用的な問題に言及がなされており、より深く家事事件の実務を理解するきっかけになります。

なお、解説部分とコラム部分は、枠で囲まれており物語部分から独立していますので、必要なときに素早く情報を参照することが可能です。

#### 3 おわりに

本書は家事事件の実務について理解を深めるための良書ですので、これから家事事件を扱う新人の方はもちろんのこと、より高度な事件解決を目指される中堅からベテランの方にもぜひお手にとっていただきたい一冊となっております。



# ゴルフのルール変更から思うこと

会員 吉田 圭二 (65期)

20年近く前、サラリーマン時代には、仕事そっこのけ、有給休暇をとって、海外へ遠征に行くほどゴルフに熱中していた。千葉のナイター営業しているゴルフ場で、1日に2.5ラウンドしたこともある。とても今では体力が持たない。

子供が生まれてからは、十数年、ゴルフクラブは倉庫の中で埃をかぶっていた。

二人の子供が大きくなってきたこともあり、3年くらい前から再開した。まだ、コンペは1回のみだが、昨年、会派のゴルフ部にも入会させていただいた。

10年ぶりに再開して一番驚いたのはゴルフギアの進化である。特にドライバーはヘッドが相当大型化しており、シャフトのバリエーションも極めて豊富である。

そこで、ウッドは全て買い換えた。ハイブリッドなどという、良いとこ取りを謳うクラブもあり、メーカーの思惑にのって、色々取り揃えてしまった。

そのお陰で、飛距離は+30ヤード！スコアが平均10は縮まった！…などと言えれば、投資の効果もあろうが、もちろんそんなことはなく、相変わらず100を行ったり来たりしている。

一方、プロの世界はギアの進化による恩恵を（もちろん、日々の鍛錬があるからなのだろうが）十分に享受しているようである。PGAのプロなどは条件によってはドライバーが400ヤードを超えることもある。そこでコース側は、500ヤードを超えるミドルホールや、650ヤードを超えるロングホールなどを作らなくてはならない。コースを長く改修するのは、ゴルフコース運営会社にとってとても大きな負担となる。そこで、次はプロ用のギアを制限してはどうか（プロは飛ばないボールを使う等）という議論になる。ルールの変更である。

また、これとは全く別の動きで、R&AとUSGAが、これまでの複雑なゴルフルールを、アマチュアにもわか

りやすく、かつ、プレーが早くなるように変更する旨発表している。2019年1月1日から施行予定である。一部のゴルフ場では「Ready Golf！」をすでに実施しているところもある。これらも文字通り、ルールの変更である。

上記いずれのルールの変更も、14本のゴルフクラブを用いて、18ホールをできるだけ少ないスコアでプレーする、というゴルフルールの大前提は変えていない。ゴルフというスポーツを、今後も幅広い世代で、たくさんの人が分かり易く楽しめることも目的とした変更といえよう。

ところで、弁護士は、法律その他のルールを守る（使う）プロである。ゴルフと同様に、大前提（法律）は、（自分たちでは）変えられないが、運用上のルールであれば、目的を間違えなければ改変も許されるのではないかと思う。IT技術が進化して、弁護士もAIに仕事を奪われるとまで言われているのであるから、仕事の仕方を変えたほうが良いのかもしれない。

「裁判手続のIT化」は既に検討が始まっているのであるから、弁護士もそのような動きには追従しておきたいところである。

ゴルフから出発していささか強引に弁護士の業務につなげてしまった。内容面でも、尻切れトンボでイマイチとなったが、問題意識を持ちつつ、今後も業務に励みたい。



**法律学**  
『法と実務 14』日弁連法務研究財団／商事法務

**法制史**  
『日本法から何かみえるか 法と秩序の歴史を学ぶ』高谷知佳／有斐閣

**外国法**  
『フランス法 第5版』滝沢正／三省堂  
『「自己決定権」の構造』上田宏和／成文堂  
『中国契約法』王利明／早稲田大学出版部  
『もう悩まない！現地駐在者直伝！アジア進出企業の税務トラブルQ&A』伊藤雄二／第一法規  
『米国特許手続ハンドブック 第2版 図表を多用し、フォームを用いて分かりやすく解説』大坂雅浩／発明推進協会  
『中国賃金決定法の構造 社会主義秩序と市場経済秩序の交錯』森下之博／早稲田大学出版部  
『歴史と向き合う理念の国、ドイツの十日間 日本弁護士連合会「人権と報道」調査団・ドイツ視察報告書』日本弁護士連合会人権擁護委員会／日本弁護士連合会人権擁護委員会人権と報道に関する特別部会

**憲法**  
『近代日本立憲主義と制憲思想』林尚之／晃洋書房  
『行政ビッグデータの取得・活用マニュアル』水町雅子／日本法令

**行政法**  
『ケーススタディ行政不服審査法 自治体における審査請求実務の手引き』中村健人／第一法規

**警察・消防法**  
『飲食・風俗営業許可申請業務 行政書士の実務』中村麻美／法学書院  
『建築消防 advice 2018』建築消防実務研究会／新日本法規出版

**財政・国有財産法**  
『財政と金融の法的構造』中里実／有斐閣  
『森友・国有地払下げ不正の構造』小川敏夫／緑風出版

**税法**  
『税務調査の実際と対応 行動経済学からの視点で』永田金司／法令出版  
『役員給与』濱田康宏／中央経済社  
『評価明細書ごとに理解する非上場株式の評価実務 改正評価通達対応版』柴田健次／清文社  
『これだけはおさえておきたい相続税の実務Q&A 平成30年3月改訂』笹岡宏保／清文社  
『Q&A 遺言・遺産分割の形態と課税関係 相続に絡む相続税・所得税・法人税』渡邊正則／大蔵財務協会  
『ケース別でわかりやすい定期借地権・借家権課税の実務』細川総合パートナーズ／第一法規

**地方自治法**  
『自治体政策法務講義 改訂版』磯崎初仁／第一法規  
『要説地方自治法 第10次改訂版 新地方自治制度の全容』松本英昭／ぎょうせい  
『自治体議会改革の固有性と普遍性』広瀬克哉／法政大学現代法研究所  
『2017年地方公務員法改正 会計年度任用職員制度の導入等に向けた実務』地方公務員法研究会／第一法規

**民法**  
『民事判例 16 2017年後期』現代民事判例研究会／日本評論社  
『21世紀民法学の挑戦 上巻 加藤雅信先生古稀記念』加藤新太郎／信山社

『21世紀民法学の挑戦 下巻 加藤雅信先生古稀記念』加藤新太郎／信山社  
『民法講義 第7版 1 民法総則』近江幸治／成文堂  
『18歳成人社会ハンドブック 制度改革と教育の課題』田中治彦／明石書店  
『Q&A 抵当権の法律と登記』青山修／新日本法規出版  
『債権法改正契約条項見直しの着眼点』遠藤元一／中央経済社  
『Q&A 財産分与と離婚時年金分割の法律実務 離婚相談の初動対応から裁判手続まで』小島妙子／民事法研究会  
『養育費・扶養料・婚姻費用実務処理マニュアル』富永忠祐／新日本法規出版  
『婚姻費用・養育費の算定 裁判官の視点にみる算定の実務』松本哲弘／新日本法規出版  
『Q&A 未分割遺産の管理・処分をめぐる実務』野々山哲郎／新日本法規出版  
『深刻化する「空き家」問題 全国実態調査からみた現状と対策』日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会／明石書店  
『民法改正と賃貸借契約 賃貸管理業者への影響』升田純／大成出版社  
『逐条解説住宅セーフティネット法』住宅セーフティネット法制研究会／第一法規  
『実務裁判例借地借家契約における各種特約の効力 第2版』伊藤秀城／日本加除出版  
『不動産賃貸借契約の実務Q&A 債権法改正対応』シテューフ法律事務所／商事法務

**商事法**  
『会社法実務問答集 2』前田雅弘／商事法務  
『取締役・監査役へのトレーニング 平成30年版』有限責任監査法人トーマツ／商事法務  
『東証一部上場会社の役員報酬設計 平成30年版 2017年開示情報版』澁谷展由／商事法務  
『保険法概説 第2版』潘阿憲／中央経済社

**刑法**  
『刑法 第4版』木村光江／東京大学出版会  
『判例刑法総論 第7版』西田典之／有斐閣  
『未遂犯論の諸問題』原口伸夫／成文堂  
『量刑調査報告集 2 量刑不打破案編』第一東京弁護士会刑事弁護委員会／第一東京弁護士会  
『判例刑法各論 第7版』西田典之／有斐閣  
『詐欺罪の保護法益論』足立友子／弘文堂  
『反釈放の理論 矯正・保護の連携と再犯防止』太田達也／慶應義塾大学出版会

**司法制度・司法行政**  
『50周年記念誌 東京都弁護士協同組合』東京都弁護士協同組合／東京都弁護士協同組合  
『新たな弁護士自治の研究 歴史と外国との比較を踏まえて』弁護士自治研究会／商事法務  
『難しい依頼者と出会った法律家へ パーソナリティ障害の理解と支援』岡田裕子／日本加除出版  
『弁護士業務書式文例集 5訂版』弁護士業務書式研究会／日本法令  
『法律事務職員研修「基礎講座」資料 2018年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会  
『判例・先例研究 平成29年度版』東京司法書士会／東京司法書士会

**訴訟手続法**  
『簡裁民事ハンドブック：民事保全編 4』近藤基／民事法研究会  
『要件事実の基本問題』橋本昇二／成文堂  
『刑事訴訟法講義 第6版』池田修／東京大学出版会  
『国選弁護活動の手引き 公判前整理手続編』第一東京弁護士会刑事弁護委員会／第一東京弁護士会

**経済産業法**  
『ネットトラブルの法律相談Q&A 第2版』神奈川県弁護士会／法学書院  
『情報法入門 第4版 デジタル・ネットワークの法律』小向太郎／NTT出版  
『広島市の被曝と福島市の被曝 両者は本質的に同じものか似て非なるものか』斎藤紀／かもかや出版  
『建設業の許可の手引き 改訂25版 新規・更新・追加・変更等』建設業許可行政研究会／大成出版社  
『適時開示の実務Q&A 第2版』宝印刷株式会社／商事法務  
『MSA リスク管理の最前線 国内外の最新実務』滝川佳代／商事法務  
『ファンダ契約の実務Q&A 第2版』本柳祐介／商事法務  
『新消費者法研究 脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制』菅富美枝／成文堂  
『基本講義消費者法 第3版』中田邦博／日本評論社  
『債権法改正とローン契約』樋口孝夫／金融財政事情研究会  
『金融機関関係者のためのマネー・ローンダリング対策Q&A』國吉雅男／経済法令研究会  
『最速解説相続法改正と金融実務Q&A 要綱版』堀総合法律事務所／金融財政事情研究会  
『最新シグナメント・ローン契約書作成マニュアル 第3版 国内・海外協調融資の実務』瀧坂井法律事務所／中央経済社  
『マイナンバー利用本格化で変わる金融取引』梅屋真一郎／銀行研修社  
『銀行法精義』小山嘉昭／金融財政事情研究会

**知的財産法**  
『商品及び役務の区分』に基づく類似商品・役務審査基準 改訂第17版』特許庁／発明推進協会

**交通法**  
『自動運転技術の動向と課題』国立国会図書館調査及び立法考査局／国立国会図書館

**労働法**  
『労働法 第2版』川口美貴／信山社  
『AI時代の雇用・労働と法律実務Q&A クラウドソーシング/HRテック/ライドシェア/テレワーク/働き方改革』水谷英夫／日本加除出版  
『新・正社員論 共稼ぎ正社員モデルの提言』久本憲夫／中央経済社  
『労働事件使用者のための「反論」マニュアル 改訂版』弁護士法人マーシャルアーツ／日本法令  
『労働関係訴訟の実務 第2版』白石哲／商事法務  
『有期契約社員の無期転換制度実務対応のすべて』村林俊行／日本加除出版  
『精神科産業医が明かす職場のメンタルヘルスの正しい知識 3訂版』吉野聡／日本法令  
『求職者支援制度の解説 改訂第2版』労働新聞社／労働新聞社  
『新労災保険実務問答 労災実務担当者必携』労働調査会／労働調査会

**社会福祉法**  
『大人の発達障害と就労支援・雇用の実務 改訂版』山下喜弘／日本法令  
『裁判例から学ぶ介護事故対応 利用者・家族・スタッフ別にポイント解説！』外岡潤／第一法規  
『現場から考える愛着障害』金井剛／日本評論社

**医事法**  
『医療法実務必携 条文別に医療法人関係法令を整理』鈴木克己／税務経理協会  
『医療事故の原因究明と責任追及をめぐる医療と司法の対立 被害者救済に対する司法の積極的な役割の歴史と未来展望』畑中綾子／晃洋書房  
『手術動画の録画・保存に関する調査研究報告書』愛知県弁護士会

#### 環境法

『ISO環境法クイックガイド 2018』ISO環境法研究会／第一法規  
『化学毒物マヒ がん・アレルギーの真因に迫る』渡辺雄二／緑風出版

#### 社会保険法

『自治体担当者のための第三者行為求償の実務Q&A 代位取得から示談・交渉まで』牧山秀登／第一法規  
『療養費の支給基準 平成29年10月版』社会保険研究所  
『医療保険改革の日仏比較 医療費抑制か、財源拡大か』尾玉剛士／明石書店

#### 宗教法

『宗教法人会計のすべて 第3版「宗教法人会計の指針」逐条解説と会計・監査・税務実務』田中義幸／税務経理協会

#### 教育法

『教育と修復的正義 学校における修復的实践へ』竹原幸太／成文堂

#### 国際法

『現代国際ビジネス法』浜辺陽一郎／日本加除出版  
『現代国際刑事法 国内刑事法との協働を中心として』城祐一郎／成文堂  
『外国判決の承認』芳賀雅顯／慶應義塾大学出版会

#### 医学書

『高齢者上肢骨折に対する手術』岩崎倫政／メジ

カルビュー社

『帝王切開の強化書 Kaiserを極める』西島浩二／金原出版  
『抗血栓薬クリニカルクエスト100 改訂第2版 直接経口抗凝固薬時代の抗血小板・抗凝固薬の使い方』藤堂謙一／診断と治療社  
『小児救命救急・ICUピックアップ 1 ショック』日本小児集中治療研究会／メディカル・サイエンス・インターナショナル  
『ヘルニアの外科』諏訪勝仁／南江堂  
『義肢装具学テキスト 改訂第3版』細田多穂／南江堂  
『股関節の再建法 成功への準備とコツ』中村茂／メジカルビュー社  
『緩和ケア 改訂第2版 尊厳ある生と死、大切な生活をつなぐ技と心』梅田恵／南江堂  
『精神医療からみたわが国の特徴と問題点』原田誠一／中山書店  
『オートファジー 分子メカニズムの理解から病態の解明まで』吉森保／南山堂  
『眼炎症』大鹿哲郎／中山書店  
『循環器疾患最新の治療 2018-2019』伊藤浩／南江堂  
『神経疾患最新の治療 2018-2020』水沢英洋／南江堂  
『肺癌』三嶋理晃／中山書店  
『肺癌診療ガイドライン 2017年版 IV期非小細胞肺癌薬物療法』日本肺癌学会／金原出版  
『がん患者の消化器症状の緩和に関するガイドライン 2017年版』日本緩和医療学会／金原出版  
『頭頸部癌診療ガイドライン 2018年版』日本頭頸部癌学会／金原出版

『図解看護・医学事典 第8版』医学書院／医学書院

『絵でみる脳と神経 第4版 しくみと障害のメカニズム』馬場元毅／医学書院  
『新しいめまいの診断と治療 改訂第2版 一過性めまいからメニエール病まで』伊藤文英／診断と治療社  
『レジデントのためのこれだけ心電図』佐藤弘明／日本医事新報社  
『認知症診療実践ハンドブック』山田正仁／中外医学社  
『発達障害支援の実際 診療の基本から多様な困難事例への対応まで』内山登紀夫／医学書院  
『成人スチル病診療ガイドライン 2017年版』厚生労働省／診断と治療社  
『小児腎臓病学 改訂第2版』日本小児腎臓病学会／診断と治療社  
『先天性骨髄不全症診療ガイドライン 2017』日本小児血液・がん学会／診断と治療社  
『自己炎症性疾患診療ガイドライン 2017』日本小児リウマチ学会／診断と治療社  
『てんかん学用語事典 改訂第2版』日本てんかん学会／診断と治療社  
『老年脳神経外科診療マニュアル』井川房夫／メジカルビュー社  
『小児内分泌学会ガイドライン集』日本小児内分泌学会／中山書店  
『高次脳機能障害の理解と診察』平山和美／中外医学社  
『頭部外傷と高次脳機能障害』日本高次脳機能障害学会／新興医学出版社

### 憲法改正手続法の「有料意見広告規制」「最低投票率」「過半数の意味」等について 抜本的改正を求める会長声明

「日本国憲法の改正手続に関する法律」（以下「憲法改正手続法」という。）については、2007年5月の成立時においても参議院で18項目にわたる附帯決議が成され、2014年6月の一部改正の際にも参議院憲法審査会で20項目もの附帯決議がなされる等、多くの問題点が指摘されてきた。

特に、「改正項目ごとの個別投票方式」「テレビ・ラジオ等における有料意見広告放送の公平性」「最低投票率」「無効票を含めた過半数」等の問題については、日本弁護士連合会は2009年11月の「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」においてその見直しを求め、2014年6月の一部改正の際にも「改めて憲法改正手続法の見直しを求める会長声明」を発表している。

当会においても、2005年9月・2007年2月・同年4月・同年5月・2010年4月・2011年11月と、日本弁護士連合会と同様の問題点を指摘しその見直しを求める会長声明を、繰り返し発表してきた。

ところが、2018年5月中旬、与党である自由民主党と公明党は、これまで弁護士会が繰り返し見直しを求めてきた上記の各問題点を具体的に検討することもなく、投票対象者や投票方法について公職選挙法との調整程度の改正案を衆議院憲法審査会の幹事会で示し、同年6月20日終了の通常国会中にその改正を行おうとしている。しかし、その程度の改正のみで条件が整ったとして憲法改正手続法を行おうとすることは、自らの附帯決議に反する国会の重大な怠慢行為であり、国会の役割を自ら放棄するものと言わざるを得ない。

特に、以下の各項目については、現行制度のまま憲法改正手続としての国民投票が行われた場合、主権者たる国民の意思を公平・公正に反映したものとは到底言い難い事態が生じるおそれがあり、抜本的な改正が必要である。

#### 1 テレビ・ラジオ等における有料意見広告放送の在り方について

現行の憲法改正手続法は、公的機関（広報協議会）の広報以外の個人や団体（政党を含む）による有料の私的な意見広告に関しては、賛成・反対の投票を勧誘する意見広告（国民投票運動）は投票の14日前から禁止されるものの、それ以外の広告について一切規制はなく、単なる意見表明広告に至っては投票当日でも許されている。

これは、表現の自由を考慮してのものと思われるが、テレビ・ラジオ等を利用した意見広告は、非常に大きな影響力を有する一方、莫大な費用がかかるものであり、誰でも自由に行える表現方法ではなく、資金力のある側が圧倒的に有利に利用できるといった不公平な事態が生じ得る。特に、テレビやラジオのCM枠は、時間帯やCM時間によって大きな影響力の差が出るものでありながら、単に資金力の問題ばかりでなく、大手広告代理店を通じてでなければこれを押さえられな

いという特殊な構造があり、誰もが自由に利用できる表現媒体ではない。従って、これらのテレビやラジオの放送CMについては、その影響力の強さを考えれば、私的な有料意見広告についても、憲法改正の賛成・反対の両方の意見を公平（同一時間帯に同一の量）に放送できるような仕組みを作る必要がある。

本来的には、そのような公平な仕組みは民間の放送事業者の方で自主的に作成することが望ましいが、CM広告等が収益の中で大きな割合を占める民間の放送事業者においては自主規制にも限界があると思われる。それゆえ、そのような特殊な構造を持つ表現媒体としてのテレビ・ラジオによる憲法改正意見広告については、上記のように公平なシステムにするための法規制も検討されるべきである。

#### 2 「最低投票率」と「投票の過半数」について

憲法第96条第1項は、国民投票の議決については「投票の過半数の賛成」と定めるだけである。したがって、現行法上は、有効投票（白票は除く）の過半数と解釈され、また投票率についても何ら法的な規定はないということになる。

しかし、ここでは、例えば白票が多数投じられた場合には、有効投票（白票は除く）の過半数で決せられる結果、投票権者全体の中の少数者の賛成により憲法改正が行われることになってしまうことにもなりかねない。それでは主権者たる国民の意思が十分反映された改正と言えるのか、その正当性に重大な疑義が生じてしまう。

憲法改正の重大性を考えれば、憲法改正の国民投票においては白票もまた改正の是非に関する国民の意思表示の一つと見るべきであり（少なくとも改正に是でない）、白票も含めた過半数とされるべきである。

また、そもそも憲法改正は主権者たる国民の多くの意思に基づくべきであるところ、投票率に何らの規制もない現行の改正手続法は、やはり大きな不備があるものと言わざるを得ない。

日本弁護士連合会では、かつて「全有権者の3分の2」という投票率を提案しているが、いずれにしても「国民の意思が十分反映された」と評価できる国民投票となるような「最低投票率」を法により定めることは不可欠であり、その法改正を強く求める。もっとも、「最低投票率」を定めるとボイコット運動が起こりかねないという反対論もあるが、ボイコット（棄権）もまた白票と同様、「改正に是でない」という意思表示の一つであり、何ら否定されることではない。

以上のとおり、当会は、上記で指摘した点を含め、憲法改正手続法の各問題点の抜本的改正を求めるものである。

2018年5月30日

東京弁護士会会長 安井 規雄

## 給費を受けずに司法修習をしたいいわゆる「谷間世代」の不公平を解消する施策検討に関する 会長声明

昨年4月19日、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を定める「裁判所法の一部を改正する法律」が成立し、同年11月から司法修習を開始した第71期司法修習生に対する修習給付金の支給が始まっている。

当会は、昨年5月31日、同裁判所法改正について関係諸機関、諸団体に対して、感謝の意を述べるとともに、「質の高い法曹による力強い司法を作るためには、約1万人にも及ぶ貸与制のみが適用された世代と他の世代との不公平を解消する救済措置が是非とも必要である。」旨の会長声明を発出した。

しかし、貸与制のみが適用された世代（以下、「谷間世代」という。）の不公平を解消する救済措置については、国において、是正策が実現されないまま現在に至っており、一方で、谷間世代最初の修習期である新65期の修習修了者のうち貸与を

利用した者について、第1回目の返済期限が本年7月25日に迫っている。

このような状況の下、日本弁護士連合会は、本年5月25日開催の定期総会において、谷間世代に関し、「当連合会は、いわゆる谷間世代（中略）の者が、その経済的負担や不平等感によって法曹としての活動に支障が生ずることのないよう、引き続き国による是正措置の実現を目指すこと及び当連合会内で可能な施策を早期に実現すること、に力を尽くす」という決議案を採択した。これを受け、当会としても、同決議を強く支持するものである。

2018年6月4日  
東京弁護士会会長 安井 規雄

## 袴田事件の再審開始決定に対する即時抗告審における再審請求棄却決定に関する 会長声明

本日、東京高等裁判所は、静岡地方裁判所が2014年3月27日に決定した、いわゆる「袴田事件」の再審開始に対する検察官の即時抗告に対し、原決定を取り消し、再審請求を棄却するとの決定を行なった。

「袴田事件」は、1966年6月に静岡県清水市（現静岡市清水区）で味噌店の一家4人が殺害、自宅に放火された事件である。当時、味噌店の従業員であった袴田巖氏が強盗殺人、放火、窃盗の容疑で逮捕・起訴され、無実を主張していたが、後に味噌製造工場の味噌タンク内から血液が付着した5点の衣類が発見されたことなどから、死刑判決が言い渡され、1980年12月最高裁判所で死刑が確定した。

静岡地方裁判所は、弁護団が提出した、5点の衣類に付着した血液のDNA鑑定などの新証拠を踏まえ、有罪判決の根拠となった「5点の衣類」が、「袴田の着用していたものでもなく、犯行に供された着衣でもなく、事件から相当期間経過した後、味噌漬けにされた可能性があり、「証拠がねつ造された」と考えるのが最も合理的であり、現実的には他に考えようがない」と判断し、再審開始を決定し、袴田氏に対する死刑及び拘置の執行を停止した。

今回、東京高等裁判所は、静岡地方裁判所が上記認定の根拠としたDNA鑑定の方法について、「科学的原理や有用性には深刻な疑問が存在し」、原決定がこの鑑定を「過大評価している」などと批判して、証拠としての明白性を否定するなどし、結論としては、原決定が認定した、捜査機関による証拠のねつ造を否定し、再審請求を棄却した。

今回の再審請求棄却決定は、再審開始を認めた原審が、科学的な鑑定を虚心坦懐に見つめ、“疑わしきは被告人の利益に”という刑事裁判の鉄則を貫き、行なった判断を蔑ろにするものであり、極めて不当といわざるを得ない。

静岡地方裁判所が再審開始を決定してからすでに4年、袴田氏は、現在82歳であり、一刻も早く再審が開始されることが望まれる。

当会は、東京高等裁判所が行なった、原決定取消・再審請求棄却決定に対し、強く抗議するとともに、今後、袴田氏の再審開始に向けて、袴田氏及び弁護団を全面的に支援していく所存である。

2018年6月11日  
東京弁護士会会長 安井 規雄